

岐阜県公報

号外(一) 平成二十一年二月二十六日

目次

監査委員告示

行政監査の結果	(監査委員)	一
事務事業監査の結果	(同)	三四
財政的援助団体等の監査の結果	(同)	三八

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第二項の規定に基づき行政監査をしたので、同条第九項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十一年二月二十六日

岐阜県監査委員	渡	辺	真
岐阜県監査委員	洞	口	博
岐阜県監査委員	帆	刈	一
岐阜県監査委員	河	合	信
岐阜県監査委員	水	谷	雄
岐阜県監査委員	神	戸	正
岐阜県監査委員			雄

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、財務事務に限らず、県の一般行政事務の執行について、その適正かつ効率的な運用を確保するため、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

「県立学校の学校管理費(運営経費)について」

2 選定理由

県立学校の運営には、教員の人件費のほか、各種の消耗品等を購入するための事

務費や、校舎等を維持管理するのに必要な光熱水費など、多額の学校管理費（運営経費）を要しており、その額は平成19年度において約20億円に上っている。

しかし、運営経費の執行は各学校に任されていることから、教育機関としての事業内容は類似しているにもかかわらず、例えば同じような規模の学校でも電子複写機の支払額や電気料金等、各種運営経費の執行状況には大幅な違いが見受けられる。そこで、今後の経済的な事務事業の執行に資することを目的とし、県立学校の運営経費のうち光熱水費等約9億円について監査を実施することとした。

第3 監査の概要

1 監査実施期間

平成20年10月から平成21年1月まで

2 監査対象機関

すべての県立学校（高等学校及び特別支援学校）74校（別表参照）

（高山日赤分校については、飛騨特別支援学校（本校）と合わせて一括で経理処理しているため、本校に含めた。）

3 監査の実施内容

(1) 監査の実施方法

すべての監査対象機関に対して運営経費の執行状況に関する書面調査を実施するとともに、一部の学校に対しては書記による実地調査を行い、その結果を踏まえ、委員による本監査を実施した。

実地監査を実施した学校 13校

- （長良高等学校、岐山高等学校、岐阜城北高等学校、岐阜各務野高等学校、岐阜農林高等学校、大垣北高等学校、大垣西高等学校、関高等学校、加茂農林高等学校、東濃実業高等学校、可児高等学校、恵那南高等学校、恵那農業高等学校）

(2) 監査対象時期

各学校の支払状況等については、平成19年度における数値により調査した。

4 監査の着眼点

以下の4点に着眼して監査を実施した。

- (1) 光熱水費（電気料金・水道料金・ガス料金）の節減に努めているか

- ・電力の使用において、基本料金の抑制に取り組んでいるか。
- ・上水道料金において、過大な支出状況がないか。
- ・下水道料金において、排出量に見合った水量設定となっているか。
- ・ガスの使用において、使用実態に見合った契約となっているか。
- (2) 電話料金の節減に努めているか
 - ・通話料金の割引適用を活用しているか。
 - ・インターネット接続に係る契約状況は適正か。
- (3) 電子複写機や印刷機の保守等契約において経費の節減に努めているか
 - ・保守等契約方法などにおいて、経費節減が図られているか。
- (4) 燃料（重油・灯油）の購入契約において経費の節減に努めているか
 - ・重油及び灯油の購入契約において、経費節減が図られているか。

第4 監査の結果及び意見

1 総合的な意見

県立学校の運営には、20億円という多額の学校管理費（運営経費）を要しており、その執行を任されている各学校においては、日ごろからその使用状況や、使用量等について把握し、異常な動きがないか、必要のない契約や支出がないかなどについて確認することが必要である。事務担当者は過去からの慣例に基づき事務処理を進めるのではなく、より経済的な執行ができないかなどについて、常に検討していくことが望まれる。

また、同種校・同規模校等他校の状況の情報を収集し比較することで、無駄な支出がないか確認することも経費節減には有効である。各学校において事情等はさまざまであるため、他校の契約状況や経費節減への取組を参考にして、自校の場合にはどのような方法をとることが最善となるのか、費用対効果等を考慮して、それぞれの学校において検討されたい。

今回の行政監査は、主として経費の執行面に着目して実施したが、各学校における経費節減のためには、事務職員のみでなく教職員の協力も必要不可欠であるため、学校全体に対し経費節減に向けた取組を周知し、より有効なものとなることを望むものである。

なお、着眼点ごとの意見をまとめると、以下のとおりである。

- (1) 光熱水費（電気料金・水道料金・ガス料金）の節減に努めているか

(1) 電気料金については、支払額が大きいため、契約の内容を理解し、ピーク時の抑制に細心の注意を払う必要がある。また、監査の結果、デマンドシステムの導入により年間電気料金について一定の削減効果が見られ、現にシステムの導入により電気料金の支払額を削減した学校の事例があったので、未導入の学校にあってはデマンドシステムの導入について検討の余地がある。

なお、すでにデマンドシステムを導入している学校において、システムが有効に機能していない事例が見受けられたので、システムを有効に機能させるために、自校の最大電力を把握しながら警報の設定値を適正に設定する必要がある。さらに、警報作動時の対応方針についても、あらかじめ決定し、職員に周知するなどして、実効性のある対応策を講じる必要がある。

次に、上水道料金について、学校内で漏水が発生し改修工事等を行っていた事例があったので、今後とも使用状況を把握しておくなど異常値の早期発見に努めることにより、過大な料金の支出を未然に防止されたい。

下水道料金については、下水道に排水されない使用量を市町村へ減免申請することで経費を削減している事例があったので、プールや農場排水、蒸気ボイラーの排水など、下水道に排出されない水が相当程度ある場合は、減免申請することと支出額の削減に努められたい。

ガスの使用については、一つの学校で同一の形態でありながら、複数の契約によりそれぞれ基本料金を支払っている事例があったので、ガス会社と調整することにより、契約の統合による基本料金の削減を図られたい。

(2) 電話料金の削減に努めているか
電話料金について、固定電話から携帯電話にかける場合の経費削減策が徹底されていなかったので、経費削減策の周知徹底に努めるなど経費削減に努められたい。

また、電話料金の支払において、不用な回線使用料やプロバイダ料金が含まれていた事例が見受けられたことから、契約内容の再確認を行い、真に必要な使用料分に絞り込むなど不用な回線を整理されたい。

(3) 電子複写機や印刷機の保守等契約において経費の削減に努めているか
電子複写機や印刷機の保守等契約については、一定の条件のもとに契約単価を比較したところ、大幅な乖離が見られ、使用枚数が多いほど契約単価が安くなる傾向にあるため、複数年契約や近接校の連携による契約単価の抑制について検討し、経費

削減に努められたい。

なお、印刷機に係る消耗品の契約について、学校によって単価差が見られたが、監査意見として述べる事項はなかった。

(4) 燃料（重油・灯油）の購入契約において経費の削減に努めているか
重油及び灯油の購入契約については、随意契約による場合よりも、指名競争入札を実施した方が契約単価が安価となる傾向があったが、監査意見として述べる事項はなかった。

2 着眼点ごとの監査結果及び意見

(1) 光熱水費（電話料金・水道料金・ガス料金）の削減に努めているか
ア 電気料金について

調査学校数 73校

（岐阜希望が丘特別支援学校については、隣接する希望が丘学園（肢体不自由児施設）が一括で支出しているため、調査対象から除いた。）

【監査結果】

(イ) 電力の使用状況について
平成19年度における県立学校の電気料金は、総額474,854千円であった。1校平均では6,504千円であった。

生徒一人当たりの年間電気料金を算出したところ、表1のとおり県立学校全体の平均は10,264円であったが、普通高校、専門高校（商業・工業・農業）、特別支援学校といった校種別に大きな差があった。専門高校や特別支援学校は普通高校より高くなっているが、これは専門高校では農場や各種機械等に要する電気料金が大きいこと、特別支援学校では生徒数が少ないことによるものであった。

表1 校種別による生徒一人当たりの年間電気料金

普通高校	9,197円	47校
専門高校（商業・工業・農業）	12,348円	17校
特別支援学校	52,551円	10校
平 均	10,264円	74校

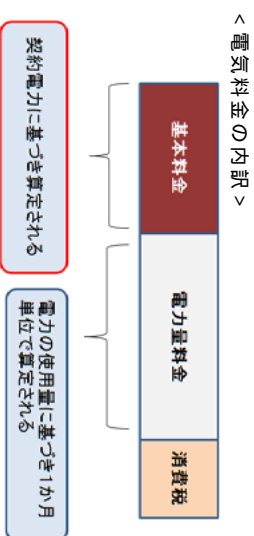
(注) 飛騨高山高校は、岡本校舎を普通高校、山田校舎を専門高校として2校舎でカウントした。

(イ) デマンドシステムについて

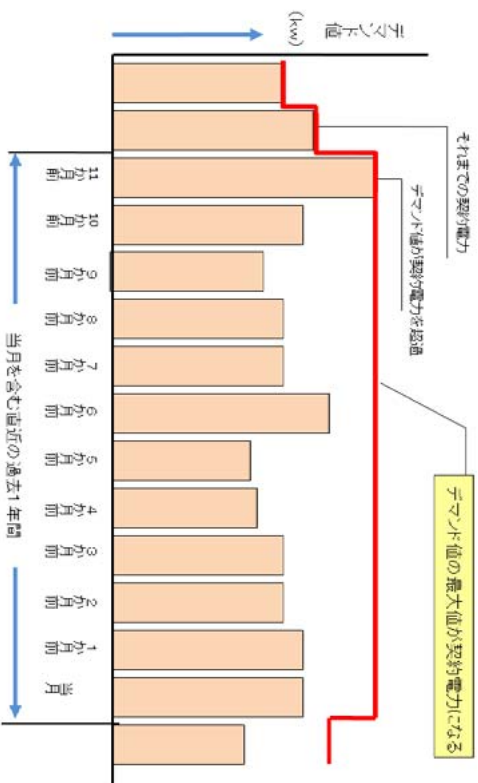
学校では電気の使用量が一般家庭よりも大きいことから、「高圧業務用電力」という契約を締結している。この場合、電気料金のうち基本料金は、その月の契約電力によって毎月決定される。契約電力は、使用した電力について計測した30分ごとのその月の平均需要電力（以下「デマンド値」という。）のうち、月間で最大の値（以下「当月最大需要電力」という。）により決定される仕組みとなっていて、その月を含む直近の過去1年間の当月最大需要電力のうちで最も大きい値が、その月の契約電力として決定される。

したがって、1か月のうち一度でも大きなデマンド値が計測されると、この大きなデマンド値に基づいて向こう1年間の基本料金が算定され、電気料金全体が上昇することになる。

このデマンド値を抑制するため、常時デマンド値を監視し、設定値を超えた場合に警報が作動するシステム（以下「デマンドシステム」という。）がある。これは、瞬間的に使用電力が設定値を超え警報が作動した際に、例えばエアコンのスイッチを切るなどの対応をすることで、30分間の平均電力であるデマンド値が上昇することを防ぐようになっている。



< デマンド料金制度の仕組み >



a デマンドシステムの導入の効果

デマンドシステムを導入している学校は27校であった。デマンドシステムの導入の効果について、前記の校種別に生徒一人当たりの年間電気料金を比較したところ、表2のとおりデマンドシステムを導入している学校の方が安い状況となっていた。専門学校ではほとんど差がなかったが、普通高校においては1,375円、特別支援学校においては6,888円安くなっていた。

各学校の状況	
デマンドシステム導入状況	
・ 導入済 27校	
（普通高校19校、専門学校5校、特別支援学校3校）	
・ 未導入 47校	
（普通高校28校、専門学校12校、特別支援学校7校）	

表2 生徒一人当たりの年間電気料金の比較

	導入済 A	未導入 B	A	B

普通高校	8,366円	9,741円	1,375円
専門高校	12,683円	12,209円	474円
特別支援学校	47,729円	54,617円	6,888円
平 均	13,539円	16,902円	3,363円

b 最近の導入事例

最近のデマンドシステム導入の事例としては、A高校が平成20年10月に導入していた。これは、同校において、8月にデマンド値が契約電力を超過し、基本料金が増額したことを契機としたものであった。導入経費は17万円程度であったが、同校では、デマンドシステムの導入に伴い、電力会社と契約内容について協議を行うことで契約電力の引下げが可能となった。すなわち、デマンドシステムの導入に伴い、翌年7月分までの9か月分の基本料金において、本来の基本料金から月々26,690円、合計で24万円が節減できることとなった。

c 普通高校におけるデマンドシステムの警報作動状況

既にデマンドシステムを導入している27校のうち、比較検討のため、対象学校数が少なくなかつ個々の学校特性によって差異が生じやすい専門高校や特別支援学校を除いた普通高校19校の警報作動状況について見ると、1年間全く作動しなかった学校が4校あった。

その原因を調査したところ、契約電力が81kWであるのに対し、警報が作動する設定値を132kWと相当高く設定していたなど、設定値が実際の契約電力とかなり離れていることによるものであった。

デマンドシステムを有効に機能させるには、設定値を適正に設定する必要がある。

実際、警報作動の実績がある学校とない学校の生徒一人当たりの年間電気料金を比較すると、表3のとおり警報作動の実績があった学校は7,193円であったのに対し、警報作動の実績がなかった学校では12,763円と大きな差が生じていた。

各学校の状況

デマンドシステムの警報作動状況	普通高校 15校 (学校全体 23校)
年間で警報作動あり	普通高校 4校 (学校全体 4校)
年間で警報作動なし	普通高校 4校 (学校全体 4校)

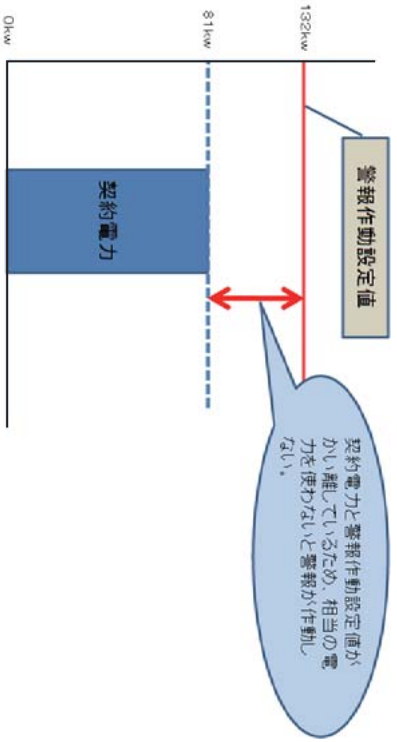


表3 生徒一人当たりの年間電気料金の比較

警報作動あり (15校)	7,193円
警報作動なし (4校)	12,763円

d 普通高校におけるデマンドシステムの警報作動時の対応

デマンドシステムが作動した際の対応策が定められていなかった普通高校が5校あった。デマンド値は30分間の平均電力で算定されるため、基本料金の上昇を防ぐには警報作動時にエアコンのスイッチを切るなど迅速に対応する必要がある。そのためには、あらかじめ電力を落とす優先順位を定めるなどの対応策を講じておくことが有効である。

実際、対応策の有無により、生徒一人当たりの年間電気料金を比較すると、表4のとおり対応策を講じている学校は7,919円であったのに対し、対応策を講じていない学校では9,615円と大きな差が生じていた。

各学校の状況
普通高校におけるシステムの警報作動時の対応

対応策あり	普通高校 14校	(学校全体 21校)
対応策なし	普通高校 5校	(学校全体 6校)

表 4 生徒一人当たりの年間電気料金の比較

対応策あり (14校)	7,919円
対応策なし (5校)	9,615円

【監査意見】

電気料金については、支払額が大きいため、契約の内容を理解し、ピーク時の抑制に細心の注意を払う必要がある。

現に、デマンドシステムの導入により支払額を削減した学校の事例があったので、未導入の学校にあってはデマンドシステムの導入について検討の余地がある。なお、すでにデマンドシステムを導入している学校においては、システムを有効に機能させるために、自校の最大電力を把握しながら警報の設定値を適正に設定する必要がある。さらに、警報作動時の対応方針についても、あらかじめ決定し、職員に周知するなどして、実効性のある対応策を講じる必要がある。

イ 水道料金について
 調査学校数 上水道74校
 下水道51校 (下水道が整備されている学校)

【監査結果】

(ア) 水道の使用状況について
 平成19年度における県立学校の水道料金は、上水道で総額95,794千円、下水道で総額48,797千円であった。

学校規模が小さな特別支援学校は総じて支払額が少ないほか、上水道にあっては井戸水、下水道にあっては浄化槽を利用している学校について支払額が少なくなっていた。

(イ) 上水道で漏水があった事例
 県立学校の1校当たりの年間平均上水道料金は、1,295千円であったが、一部の学校において、類似した条件の学校に比べ支払額が突出して多い学校があった。これは、配管から漏水が発生していたことによるもので、いずれの学校も自主的に修繕等の対応を実施していたが、漏水に気付かないまま放

置し続けると、過大な上下水道料金を支払い続けることになる。

〔B高校の場合〕

平成19年度の年間上水道料金 2,874千円
 (一校当たり年間平均上水道料金の2.2倍)

消火栓システムの配管から漏水があり、平成20年9月に既に改修工事を実施済みであった。改修工事前後の上水道料金を比較して判断すると、1か月で約15万円、1年間で約180万円の過大支出を抑制できることになる。

漏水改修工事前後の上水道料金の比較

平成20年8・9月分	4,466 m ³	432,950円
平成20年10・11月分	1,168 m ³	121,290円
差	3,298 m ³	311,660円

〔C高校の場合〕

平成19年度の年間上水道料金 7,671千円
 (一校当たり年間平均上水道料金の5.9倍)

漏水調査の結果、消火栓システムの配管から漏水している可能性が高いことが判明した。しかし、漏水箇所の特定は相当の調査費用がかかるため、本庁関係課と協議し、平成21年度に漏水改修工事を実施することが計画されている。

(ウ) 下水道料金の減免申請について

a 下水道料金の減免申請の状況

下水道料金は、一般に上水道で使用した水がそのまま下水道に流れることから、上水道の使用水量をそのまま下水道の使用水量とみなして算定される。しかし、学校にプールや農場、蒸気ボイラーなどがある場合、これらの施設設備に使用する水は基本的には下水道に排水されない。こうした場合、減免申請することで当該施設設備に係る使用水量について下水道料金から減免されることがある。

各学校の状況	
下水道以外に排水がある学校	31校
プールに係る排水	9校
散水に係る排水	26校
その他(農場、蒸気ボイラー等)の排水	8校

うち減免申請なし	15校
（プールに係る排水	2校
散水に係る排水	14校
その他（農場、蒸気ボイラー等）の排水	5校

b 下水道料金の減免申請の事例

プールや農場等に係る使用水量について、減免申請することで毎月下水道料金の節減を図っていた学校が16校あった。一方で、同様の排水がありながら減免申請していなかった学校も、上記のとおり15校あった。

〔D高校の場合〕

プールの排水を下水道に流していないため、下水道料金を減免申請することで、プールの使用水量について下水道料金の減免を受けていた。

平成19年7月中旬～9月中旬（9月検針分）におけるプールの使用水量

1,468 m³

減免された下水道使用料金相当額（試算）

約17万円

（2か月当たり）

〔E高校の場合〕

農場への散水、畜舎浄化槽の使用など下水道に排水されない水があるため、下水道料金を減免申請することで経費の節減を図っていた。

平成19年10月分減免水量

225 m³

減免された下水道使用料金相当額（試算）

約4万円

（1か月当たり）

【監査意見】

下水道料金については、今後も使用状況を把握しておくなど異常値の早期発見に努めることにより、過大な料金の支出を未然に防止されたい。

下水道料金については、プールや農場排水、蒸気ボイラーの排水など、下水道に排出されない水が相当程度ある場合は、減免申請することで支出額の節減に努められたい。

ウ ガス料金について

調査学校数 74校

【監査結果】

(ア) ガスの使用状況について

平成19年度における県立学校のガス料金は、総額70,661千円であった。ガスは都市ガスとプロパンガスに分かれ、それぞれ使用量に応じて料金を支払っている。

都市ガスの場合は、契約本数ごとに基本料金が発生する。そこで、都市ガスの場合の各学校の契約本数を確認したところ、複数の契約をしている学校が9校あった。

契約の種類	各学校の状況
都市ガス	22校
プロパンガス	52校
都市ガスで複数の契約をしている学校	9校

(イ) 契約統合の事例

これらの複数の契約をしている9校のうち、抽出により3校について調査したところ、うち1校については、都市ガスの契約を本校舎用1本、実習棟用1本、空調用3本の合計5本として締結していた。空調用3本については使用形態が異なるため契約をそれぞれ締結する必要があったが、残る本校舎用と実習棟用の契約については、同一の形態であるため区分して契約する必要がなかった。すなわち、契約の一本化による基本料金の節減が可能であることが判明した。本件については、監査での指摘を踏まえ、平成21年1月から契約が統合されており、これにより月724円の基本料金の節減が可能となった。

【監査意見】

一つの学校で同一の形態でありながら、複数の契約によりそれぞれ基本料金を支払っている学校にあっては、ガス会社と調整することにより、契約の統合による基本料金の節減を図られたい。

(2) 電話料金の節減に努めているか

調査学校数 74校

契約件数 78件

（電話料金とともに請求されるインターネット接続に係る料金を含む。）

【監査結果】

ア 電話料金について

平成19年度における県立学校の電話料金は、総額32,473千円であった。
各学校は、複数の回線を契約しているが、その契約回線数は2本のところから10本のところまで多岐にわたっており、契約回線の本数と電話料金はおおむね比例していた。電話の基本料金として契約回線ごとに使用料がかかるため、使用頻度の少ない回線は廃止・統合することが望ましいことから、抽出により10校を調査したが、結果として通話が極端に少ない回線は見られなかった。

各学校の状況	
契約回線数の状況	
10本	1件
6本	6件
5本	16件
5本未満	55件

イ 通話料金の割引適用状況について

調査した10校について通話料金の割引適用状況を見ると、固定電話同士の通話に関しては、いずれの学校も何らかの割引料金が適用されていた。

しかし、固定電話から携帯電話への通話に関しては、番号の最初に00で始まる特定事業者識別番号を加えることで通常よりも安価な料金体系の電話会社を経由した利用が可能となり、おおむね通話料が3割から4割程度安くなるが、抽出した10校における携帯電話への通話分のうち、約9割に当たる78万円分の通話がこの方法を利用していなかった。

各学校の状況	
割安な電話会社の利用状況（年額）	
・ 抽出数 10校	5,657千円
・ 電話料金総額	895千円
うち携帯電話への通話分	110千円
うち割安な電話会社利用	785千円
割安な電話会社未利用	

ウ インターネット接続に係る契約状況について

県立学校には、平成14年度に「学校間総合ネットワーク」という学校用の情報ネットワークが導入されている。これを利用すれば各学校は別途契約しなくてもインターネットが使える環境にあるが、抽出した10校のうち5校では、電話料金にインターネット専用回線（ISDN回線）使用料やプロバイダ料金が含まれていた。そこで、「学校間総合ネットワーク」と別に学校が個別にインターネットを契約する必要性を確認したところ、「学校間総合ネットワーク」には厳重なセキュリティが設定してあるため、情報料におけるインターネットを使った学習に支障があるなど、個別の契約をすることに合理的な理由がある学校が2校あったが、一方で、「学校間総合ネットワーク」の導入に伴って専用回線等を使用しなくなったものの、廃止や変更の手続きを行うことなく、そのまま回線使用料等を支払い続けたい事例が3校（うち1校については平成20年4月に解約済み）あった。

〔F 高校の場合〕

月額3,713円（ISDN回線使用料のみ）

・平成14年度の「学校間総合ネットワーク」導入前から継続的に契約したまま、回線を利用しなくなった後も廃止がされていなかった。

〔G 高校の場合〕

月額5,577円（ISDN回線使用料＋プロバイダ料金）

・ISDN回線はインターネットと一般通話を共有する回線であるが、実際にはインターネットとの接続はされていなかった。
・実際は他社のプロバイダを利用しており、電話会社のプロバイダは利用されていなかった。

〔H 高校の場合〕

月額2,415円（プロバイダ料金のみ、平成20年4月解約済み）

【監査意見】

固定電話の使用に当たっては、携帯電話にかける場合の経費削減策を徹底するなど、経費削減に努められたい。

また、電話料金の支払において、不用な回線使用料やプロバイダ料金が含まれていた事例が見受けられたことから、契約内容の再確認を行い、真に必要な使用料分に絞り込むなど不用な回線を整理されたい。

(3) 電子複写機や印刷機の保守等契約において経費の削減に努めているか

ア 電子複写機の保守等契約について

調査学校数 74校
 契約件数 77件

【監査結果】

(イ) 単価契約の状況

電子複写機の保守等契約は、コピーする枚数に応じて支払額が決定される単価契約となっており、メンテナンス費用やトナーなど消耗品の料金が含まれているほか、契約内容によっては電子複写機のリース料や、紙代なども含まれている。

平成19年度に電子複写機の保守等契約に係る使用料として支払った金額は、総額で41,759千円であった。
 各学校においては、単年又は複数年で単価契約を締結しており、契約単価は1枚当たり最大で7.35円、最小で2.835円となっていた。

各学校の状況	
単価契約の状況	合計 9,675千枚
実績枚数	最大 7.35円
契約単価	最小 2.835円
契約内容	
リース料	73件
紙代	52件
契約年数	51件

含まない4件
 含まない
 25件
 26件
 単年

(イ) 複数年契約の導入状況

a 一定の条件下における契約単価の比較

比較検討のため、契約内容に電子複写機本体のリース料と紙代を含み、契約年数が1年、3年又は5年である45件の契約を抽出し、その契約単価を同じ程度の実績枚数の学校で比較したところ、表5のとおり契約年数の長いものほど安価になっていた。

この45件の中で、最大の契約単価は7.35円、最小の契約単価は3.00円であった。

表5 複数年契約と単年契約の比較

契約年数	年間使用枚数	件数	平均契約単価	備 考
5年	20万枚以上	3件	3.88円	
	10万枚以上	10件	3.86円	
	10万枚未満	9件	4.51円	最小契約単価3.00円を含む。
3年	20万枚以上	1件	4.30円	
	10万枚以上	6件	4.48円	
	10万枚未満	4件	4.86円	
1年	20万枚以上			
	10万枚以上	4件	5.14円	
	10万枚未満	8件	5.84円	最大契約単価7.35円を含む。

(注) いずれもリース料及び紙代含む

b 複数年契約導入の検討状況

複数年契約を導入していない23校の中には、今後の導入を検討しているところもあったが、導入を未検討であった学校も6校あった。6校に対しその理由を確認したところ、1校は20年度で閉校舎となるためであったが、残りの5校は複数年契約の制度について認識が不足していたことによるものであった。

各学校の状況	
複数年契約を導入していない契約件数	26件 (23校)
うち複数年契約を平成20年度に導入済	5件 (4校)
” 導入予定	4件 (3校)

” 検討中	11件 (10校)
” 未検討	6件 (6校)

(ウ) 契約を集約した事例
より大きな経費削減に取り組みべく、地域でまとめて契約している事例があった。恵那地域の県立学校8校では、代表する幹事校(平成17年度から19年度までは中津高校、平成20年度からは恵那高校)が8校分を集約して3か年度分の複数年契約を締結したことにより、契約単価が低くなっていった。具体的な節減効果としては、8校の従来の契約単価は平均6,777円であったが、集約後の契約単価は4,3円となっていた。なお、平成19年度の該当校全体の支払額は3,650千円であったが、これを集約前の単価に置き換えて試算すると、年額5,746千円となり、約200万円の差が生じることとなる。

各学校の状況	
集約による具体的な節減効果	
8校における従来の平均契約単価 (平成16年度)	6,777円
契約集約後単価 (平成17年度～平成19年度)	4.3円

【監査意見】

電子複写機の保守等契約は、使用枚数が多いほど契約単価が安くなる傾向にあるため、複数年契約や近接校の連携による契約単価の抑制について検討し、経費削減に努められたい。

イ 印刷機に係る消耗品の契約について
調査学校数 73校 (設置なし 1校)

【監査結果】

(ク) 契約の状況
平成19年度における印刷機に係る消耗品に要した経費は、総額で68,574千円であった。

印刷機とは、原稿を元に版を作成し、その版をもとに高速で印刷する機械であり、1回当たりの印刷枚数が多い場合に経済的に印刷できることから、

ほとんどの学校で導入されている。印刷機の稼働には、「インク」のほかに、原稿を元に版を作成する際に必要な印刷の原盤となる「マスター」が必要であり、各学校においては、機械の型式に応じたインクとマスターを購入している。契約の方法は、使用量などを勘案して各学校で判断のうえ、単価契約により購入する場合と必要分をその都度購入する場合があった。

各学校の状況	
契約方法	
単価契約	63校
必要分をその都度購入	10校

(カ) 単価契約における主な契約単価の状況

学校ごとの契約単価を見ると、同一型式の機械に用いるインクとマスターであっても、学校によって差が見られた。これは印刷サイズ・使用量・質の違いなどによって生じることがあり得ることであったが、各学校において、今一度他校の状況を参考にして、自校の契約単価が適正なものとなっているか検討する余地がある。

また、単価契約により購入する場合と必要分をその都度購入する場合との単価差は見られなかった。

各学校の状況		
単価契約における主な契約単価の状況		
型式	インク	マスター
RZ	2,940円 (14件) 2,950円 (1件) 2,961円 (14件)	6,342円 (22件) 6,783円 (10件) 6,993円 (1件)
RP	2,940円 (14件) 2,959円 (1件) 2,961円 (20件)	6,153円 (5件) 6,352円 (1件) 6,384円 (15件)

(注) 学校により複数の型式があるため、件数の計と学校数は一致しない。

必要分をその都度購入する場合の単価

型式	インク	マスター
RZ (I 高校)	2,961円	6,783円
RP (J 高校)	2,961円	6,384円

(4) 燃料 (重油・灯油) の購入契約において経費の節減に努めているか

【監査結果】

ア 燃料の購入契約状況について

平成19年度における県立学校の燃料代 (重油、灯油) は総額104,296千円であった。

こうした燃料は、主として寒冷地を中心とした暖房設備に利用されていた。多くの学校が単価契約により購入しているが、必要分をその都度購入している学校もあった。

これら燃料代の契約方法と契約単価の関係を調査したところ、重油、灯油いずれにおいても随意契約による場合よりも、指名競争入札を実施した場合の方が契約単価が安価となる傾向があった。

イ 重油の購入契約について

調査学校数 23校 (契約実績のあった学校)

各学校の状況	
対象機関全体の使用状況	
支払金額 合計	60,766千円
契約方法	
指名競争入札	9件
平均単価	69,32円
随意契約	27件
平均単価	80,19円

イ 灯油の購入契約について

調査学校数 69校 (契約実績のあった学校)

各学校の状況

対象機関全体の使用状況	
支払金額 合計	43,530千円
契約方法	
指名競争入札	6件
平均単価	83,59円
随意契約	80件
平均単価	90,94円

監査対象機関一覧「県立学校の学校管理費（運営経費）について」

(別 表)

	監査対象機関	校種	光熱水費				電話	電子複写機	印刷機	燃料	
			電気	上水道	下水道	ガス				重油	灯油
1	岐阜高等学校	普通									
2	岐阜北高等学校	普通									
3	長良高等学校	普通									
4	岐山高等学校	普通									
5	加納高等学校	普通									
6	岐阜総合学園高等学校	普通									
7	岐阜城北高等学校	普通									
8	岐阜商業高等学校	専門									
9	岐南工業高等学校	専門									
10	各務原高等学校	普通									
11	各務原西高等学校	普通									
12	岐阜各務野高等学校	専門									
13	本巣松陽高等学校	普通									
14	岐阜農林高等学校	専門									
15	山県高等学校	普通									
16	羽島高等学校	普通									
17	羽島北高等学校	普通									
18	岐阜工業高等学校	専門									
19	華陽フロンティア高等学校	普通									
20	揖斐高等学校	普通									
21	池田高等学校	普通									
22	大垣北高等学校	普通									
23	大垣南高等学校	普通									
24	大垣東高等学校	普通									
25	大垣西高等学校	普通									
26	大垣養老高等学校	普通									
27	大垣商業高等学校	専門									
28	大垣工業高等学校	専門									
29	大垣桜高等学校	普通									
30	不破高等学校	普通									
31	海津明誠高等学校	普通									
32	郡上北高等学校	普通									
33	郡上高等学校	普通									
34	武懿高等学校	普通									
35	関有知高等学校	普通									
36	関高等学校	普通									
37	加茂高等学校	普通									
38	加茂農林高等学校	専門									
39	八百津高等学校	普通									
40	東濃高等学校	普通									
41	東濃実業高等学校	専門									
42	可児高等学校	普通									
43	可児工業高等学校	専門									
44	多治見高等学校	普通									
45	多治見北高等学校	普通									
46	多治見工業高等学校	専門									
47	瑞浪高等学校	普通									
48	土岐紅陵高等学校	普通									
49	土岐商業高等学校	専門									
50	東濃フロンティア高等学校	普通									
51	恵那高等学校	普通									
52	恵那南高等学校	普通									
53	恵那農業高等学校	専門									
54	中津高等学校	普通									
55	中津商業高等学校	専門									
56	中津川工業高等学校	専門									
57	坂下高等学校	普通									
58	益田清風高等学校	普通									
59	斐太高等学校	普通									
60	飛騨高山高等学校	普・専									
61	高山工業高等学校	専門									
62	吉城高等学校	普通									
63	飛騨神岡高等学校	普通									
64	岐阜盲学校	特支									
65	岐阜聾学校	特支									
66	長良特別支援学校	特支									
67	岐阜希望が丘特別支援学校	特支									
68	大垣特別支援学校	特支									
69	郡上特別支援学校	特支									
70	関特別支援学校	特支									
71	中濃特別支援学校	特支									
72	東濃特別支援学校	特支									
73	恵那特別支援学校	特支									
74	飛騨特別支援学校	特支									
			73	74	51	74	74	74	73	23	69

(凡例) 「普通」：普通高校

「専門」：専門高校（商業高校・工業高校・農業高校）

「特支」：特別支援学校

「普・専」：1つの高校で2校舎あり、普通高校と専門高校のそれぞれに分かれている。(飛騨高山高等学校のみ)

静岡県建設部建設課

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第二項の規定に基づき行政監督をしたので、同条第九項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十一年二月二十六日

静岡県建設部建設課 課長 山口 博一
静岡県建設部建設課 課長 谷 孝二
静岡県建設部建設課 課長 水谷 昌彦
静岡県建設部建設課 課長 山根 隆二

第1 行政監督の趣旨

行政監督は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、財務事務に限らず、県の一般行政事務の執行について、その適正かつ効率的な運用を確保するため、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から監督を実施するものである。

第2 監督のテーマ及び選定理由

1 監督のテーマ

「補助金等交付事務において所管課が実施する検査（1）について」

1 「検査」とは、実績報告に係る書類審査、現地調査等をいう。

2 選定理由

(1) 県政モニターの監督業務に関するアンケート調査結果

行政監督の対象とすべき事務の一つとして「補助金事務」が挙げられている。監督改革指針では、「県民の目線に立った、県民のための監督」を基本スタンスにしていることから、県民の関心の高い事務を選定した。

(2) 定期監督（重点事項）の結果及び補助金等交付団体監督の結果

平成19年度定期監督及び補助金等交付団体監督において、所管課が行う検査に

対し、補助対象経費が適正に算定されていないもの、検査方法等に問題があるものなどの不備事項が認められた。

また、多額の補助金等を交付しているにもかかわらず、十分な検査体制が整えられていない機関が見受けられた。さらに、過去の行政監督において、所管課が実施する検査状況を監督していないため、定期監督等の状況も踏まえ行政監督を実施した。

第3 監督の概要

1 監督実施期間

平成20年7月から平成21年1月まで

2 監督対象機関

補助金等交付額1千万円以上を所管しているすべての機関 39機関

【監督対象機関】

通番	所管課名 (補助金等数)	通番	所管課名 (補助金等数)
1	市町村課(2)	21	労働雇用課(2)
2	研究開発課(1)	22	農政課(2)
3	国際課(1)	23	農業振興課(3)
4	人づくり文化課(1)	24	農産園芸課(2)
5	健康福祉政策課(1)	25	畜産課(2)
6	医療整備課(9)	26	農地計画課(2)
7	保健医療課(3)	27	農地整備課(4)
8	生活衛生課(1)	28	県産材流通課(2)
9	業務水道課(1)	29	治山課(4)
10	高齢福祉課(4)	30	建設政策課(1)
11	障害福祉課(8)	31	公共交通課(4)
12	子ども家庭課(3)	32	街路公園課(3)
13	地域福祉国保課(5)	33	公共建築住宅課(1)

14	産業政策課(1)	34	さぶ清流国体推進局総務企画課(1)
15	モノづくり振興課(3)	35	スボーツ健康課(8)
16	商業流通課(3)	36	議会総務課(1)
17	企業誘致課(1)	37	飛騨振興局(1)
18	情報産業課(4)	38	岐阜農林事務所(3)
19	中小企業課(5)	39	揖斐農林事務所(2)
20	観光・ブランド振興課(3)	計	39機関 118補助金等

3 監査の実施内容

(1) 監査の実施方法

補助金等交付額 1千万円以上の補助事業を所管する機関を対象に、補助金等の検査状況に関する書面監査を実施(39機関、118補助金等、補助金等交付額286億9,417万円)し、補助金等交付団体に対する実地調査及び関係者の説明を聴取するなどの方法により、監査を実施した。

(2) 監査対象時期

平成19年度に交付された各補助金等に対する所管課の検査状況を中心に監査を実施した。

4 監査の着眼点

補助金等交付事務は、補助金等交付規則や各交付要綱等により規定され実施しているが、検査方法については明確に規定されていないことから、所管課における判断で実施されている。所管課が実施している検査の状況を把握することにより実績確認の手法についての問題点を検証するため、以下の3点に着眼して監査を実施した。

(1) 実績報告書は適切な時期に提出されているか

実績報告書の提出については、各補助金等交付要綱等に規定されており、実績報告書の提出を受けその内容を確認することにより補助金等交付額を確定する。そのため、実績報告書が要綱どおりに期限内に提出されているかどうかを先ず検証した。

(2) 所管課が実施する検査方法は適切か

県には、補助金等に係る予算の執行の適正化を目的に定められた「岐阜県補助金等交付規則」等に基づき適正な補助金等交付事務が求められている。そのなかでも、補助金等の交付決定に当たっての審査及び補助事業等の完了に伴い実施する検査は補助金等交付事務において特に重要な手続となる。今回の監査では、このうち補助金の額の決定に大きな影響を与える補助事業等の完了時に実施する検査が適切な方法で行われているかに着目し、その実施状況等について検証した。

(3) 補助金等交付団体に対する指導・監督は適切に行われているか

昨年度の財政的援助団体等監査において、補助金交付後に交付団体から業者への支払いが行われておらず、所管課として補助金の交付後に実施すべき追跡調査が不十分な事実が認められた。

そのため、所管課による未払金等の確認状況、交付団体等への説明会の開催状況とともに、補助効果を測定する指標の状況等についても検証した。

第4 監査の結果及び意見

1 総合的な意見

補助金等の財源は県民が納めた税金であり、県には、当然、使途・効果についての説明責任があることを所管課の職員は十分自覚して、補助金等の検査にあたることとが求められている。また、検査は資源の制約(時間・人・予算)を受けられる場合においても、実効性の高い手法で実施すべきである。

今回の行政監査は、検査の方法等についての検証が必要と思われる事項について実施したが、所管課の中には検査内容が十分でないと思われる機関もあり、補助金等を扱う所管課においては検査手法を再度点検し、補助金等が適正に執行されることを望むものである。

なお、着眼点ごとの意見をまとめると、以下のとおりである。

(1) 実績報告書は適切な時期に提出されているか

実績報告書の提出については、補助金等対象数118件すべてにおいて実績報告書が提出されていた。期限後に提出されたものが7件あり、提出期限の10日後に提出されていた事実があったが、監査意見として述べる事項はなかった。

(2) 所管課が実施する検査方法は適切か

補助金等交付団体には、補助事業が完了したとき、補助事業等の成果を記載し

た実績報告書に必要な書類を添付して県に対し報告するよう、その義務が課されている。

また、県はこの報告を受けたのち検査を実施し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の目的に照らして適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定することになっている。

これら実績報告書の受理及びそれに基づく検査手続には、県の履行すべき補助金等交付債務の内容が最終的に確定されるという大変重要な意味合いがある。

さらに、実績報告書は補助金等交付団体から提出される報告であることから、その内容の適合性は県において検査されない限りは十分には保証され難いといえる。このため、実施する検査は、補助事業等の内容に応じ、適切かつ厳格なものとなるよう努める必要がある。

しかしながら、今回の監査で検査実施状況等を確認した結果、幾つかの改善を要すべき事項が明らかとなった。

特に、実地検査に割ける人員等を確保することが困難なこともあり、書面のみでの検査を継続して実施している補助金が多数見受けられた。このなかには、補助対象経費が適正なものであることを裏付ける証拠書類の徴取が不十分であったため、交付決定額に影響はないものの記載事項に誤りのある実績報告書を受理していた事案があった。

今後は、補助事業等の実績を客観的に判断できる証拠書類を徴取するなど、実績報告書が適切かどうかの判断が十分に行える検査方法となるよう改善に努められたい。

また、施設整備に係る補助事業においても、中間検査を検査要領に規定しているにもかかわらず、中間検査を実施していない事案もあった。しかし、中間検査は、工事完了後、確認困難な箇所等を検査するものであることから、確実に行われたい。

(3) 補助金等交付団体に対する指導・監督は適切に行われているか

検査の結果、不備事項があった場合は是正状況の確認については、すべての所管課において確認されていた。しかし、未払金の支払状況の確認については、所管課は交付団体が受領した補助金等を適正に支出したかどうかを確認すべきであるが、未払金の支払状況を確認していない機関が認められたので、交付された補助金等が適正に執行されたかどうか確実に確認されたい。

また、補助対象経費の積算誤りが認められるなど、交付団体において要綱等の理解不足が見受けられたので、補助事業内容についての説明会等を開催するなど交付団体に対する指導・監督に努められたい。

2 着眼点ごとの監査結果及び意見

(1) 実績報告書は適切な時期に提出されているか

ア 補助金等の交付状況

【監査結果】

平成19年度に補助金等を1千万円以上交付した補助金等数は118件で、補助金等交付団体数は888団体であった。

最も多額に交付した補助金等は、企業立地促進事業補助金で47億2,133万円を25団体に交付していた。

補助金等の内訳として、施設整備費等が16件、事業費が79件、運営費が41件で、運営費の中には人件費のみの補助金が5件含まれていた。

各機関の状況	
対象機関全体の状況	
・ 補助金等対象数	118件
・ 所管課数	39機関
・ 補助金等交付団体数	888団体
・ 補助金等交付額	286億9,417万円
・ 補助金等の内訳(重複あり)	
施設整備費	16件
事業費	79件
運営費	41件
計	136件

イ 実績報告書の提出状況

【監査結果】

補助金等の交付は、補助事業完了後、一定期間内に補助事業等の成果を記載した実績報告書の提出を受け、書類の検査等をした上で、額の確定後に交付するの

が通例となっている。
実績報告書の提出については、補助金等対象数118件すべてにおいて実績報告書が提出されていたが、期限後に提出されていたものが7件あり、提出期限の10日後に提出されていた事案があった。

各機関の状況	
実績報告書の提出状況	118件
・ 実績報告の提出数	
・ 提出時期	
期限内提出	111件
期限後提出	7件
(人づくり文化課4件、保健医療課1件、生活衛生課1件、労働雇用課1件)	

(2) 所管課が実施する検査方法は適切か
ア 検査の区分・実施状況

【監査結果】

平成19年度の補助事業等の実施に伴う検査状況に着眼し監査したところ、関係するすべての所管課で実地又は書面（2、3）による検査が実施されていた。検査の区分ごとに見ると、関係法令等に基づく検査（4）に併せて実地で行っているものは11件であった。

また、当該補助事業等の検査だけを目的とした実地検査を行っているものは74件で、そのうち、ヒアリングを通じて書類の検査を実施しているものは31件、施設整備等の補助事業等で現地現物の対象物件等を現認した上で検査を実施しているものは43件であった。

ただし、補助金等によっては複数の交付団体があり、補助金等ごとに検査を要する交付団体数が異なっている。このため、各実地検査における実施数を確認したところ、法令等に基づく検査に併せて実施した実地検査では133交付団体のうち54交付団体、補助金等単独で実施した実地検査では265交付団体すべてで実施されていた。

また、書面検査の実施は33件で、そのうち、交付金額・日付等のチェックのみを実施しているものは14件、領収書等の証拠書類を徴取して実施しているものは

19件であった。
さらに、3か年連続しての書面検査は22件で、そのうち交付金額・日付等の検査のみは9件であった。
2 「実地検査」とは、交付団体に赴いての検査をいう。
3 「書面検査」とは、交付団体から必要書類を徴して実施する検査をいう。
4 「関係法令等に基づく検査」とは、関係法令等に基づき定例的に行う実地検査をいう。

各機関の状況	
実地検査	11件
・ 法令等に基づく検査に併せて実施]
[133団体のうち54団体実施	
・ 補助金単独で実施	74件
[285団体全て実施]
書面検査	33件
[470団体]	
計	118件
補助金単独での実地検査の状況	74件
・ ヒアリングを通じて書類の検査	31件
・ 現地で現認しての検査	43件
書面検査の状況	33件
・ 交付金額・日付等の検査のみ	14件
・ 領収書等の証拠書類の検査	19件
[3か年連続しての書面検査	22件]
・ 交付金額・日付等の検査のみ	9件

【監査意見】

補助事業等の実績確認は、現地・現物であることが望ましいが、実地検査等に要する時間、人員等の資源は限られており、すべての補助金等交付団体に対し、十分な実地検査を実施することは困難と思われる。

そのため、書面のみでの検査を実施することはやむを得ないが、確認精度を確保

した計画的かつ効果的な検査に努める必要がある。

特に連続して書面のみでの検査としていた補助事業等のうち、交付金額・日付等の形式的な整合を中心とした検査にとどまっている補助事業等については、検査の重要性にかんがみ、今一度、実施方法を再検討されたい。

イ 検査体制の状況

【監査結果】

検査計画を策定している補助事業等は、岐阜県私立学校教育振興費補助金等の4件で、所管課は人づくり文化課の1機関のみであった。

検査計画とは言えないまでも、会議を開催し実際に検査を行う現地機関に対して、会計検査院の指摘や検査に当たった際の留意事項を示すなど、検査の重点事項を定めている所管課もあった。

検査に当たって着眼点を明確にし、チェックリストに基づく検査を実施しているものは62件、チェックリストによらず検査を実施しているものは56件であった。

一方、検査者の体制を監査したところ、1補助金等交付団体の検査等に要する人員は、平均延べ2.7人であったが、中には検査を1人で実施している補助事業等が43件あり、そのうち、実地検査は23件であった。

各機関の状況

検査計画の策定状況 (件数)

- ・ 検査計画の策定あり 4件
- ・ 検査計画の策定なし (5) 55件
- ・ 必要性なし 59件

計 118件

5 検査計画の必要性はあるが、策定していない件数

- 検査チェックリストの作成状況 (件数)
- ・ チェックリスト作成あり 62件
- ・ チェックリスト作成なし 56件

計 118件

検査者の体制

- ・ 1団体の検査に要する延べ人数 平均2.7人
- ・ 検査を1人で実施 43件

うち、実地検査を1人で実施

23件

【監査意見】

計画を策定するに当たっては、次の事項についても留意し、検査体制を整備されたい。

同じ補助事業等の実績確認では、検査レベルを平準化・精緻化するチェックリスト等を作成することが望ましい。

また、補助事業等の実績確認はなるべく複数の職員により、多角的な視点で行うことが望ましい。

ウ 書面検査の状況

【監査結果】

書面のみによる検査としている理由を確認したところ、書面のみでの検査で十分と判断しているものを除くと、人的及び時間的な制約から検査体制が確保されず、書面のみによる検査としているものが15件あった。

また、書面検査で実績報告書や決算書は確認しているが、それらの基となる総勘定元帳等の証拠書類を徴取していないで検査を行っていたため、交付決定額に影響はないものの誤った実績報告を受理していた事案があった。

なお、中には証拠書類を徴取しないで検査を行っていたため、交付決定額に影響はないものの誤った実績報告を受理していた事案があった。

各機関の状況

書面検査と回答した状況

・ 実地検査を実施しない理由 (複数回答)

- 人手不足 9件
- 補助団体数が多いため 6件
- 時期的に実施日程の確保が困難 12件
- 書面検査で十分である 17件

計 44件

書面検査における確認書類 (複数回答)

- ・ 総勘定元帳 2件
- ・ 支払伝票 1件
- ・ 納品書 2件

・請求書	3件
・領収書	1件
・支払にかかると契約書	2件
・決算書	22件
計	33件

【監査意見】
 実績報告書や決算書のみでの検査では、交付目的に沿って執行されているのか、その判断が十分に行えない場合もあり、形式化した検査となりかねない。必要により証拠書類を徴取するなど、適正な検査手法となるよう改善に努められたい。
 Ⅰ 検査結果の報告状況
 【監査結果】
 所属長に対する検査結果の報告状況は、書面・口頭で報告しているものが9件、書面のみで報告しているものは109件であった。

各機関の状況	
所属長への報告状況	
・書面・口頭	9件
・書面	109件
計	118件

才 技術的検査の状況
 (ア) 技術的検査を要する補助金の概要
 【監査結果】
 果が各種団体に交付する補助金には施設（私立学校、医療施設、社会福祉施設等）整備に係る補助金（以下「施設整備費補助金」という。）がある。
 施設整備費補助金については、事務的・会計的検査にとどまらず、補助金交付申請書に添付された施設整備計画どおりに施設整備が行われているかについて、技術的見地から検査を行う必要がある。
 平成19年度における施設整備費補助金は次表のとおり、7機関において所管する9補助金があった。

【平成19年度施設整備費補助金の概要】

部局名	機関名	補助金名	技術職員検査	中間検査	完了検査
環境生活部	人づくり文化課	私立学校耐震整備費補助金	未実施	未実施	実施
	医療整備課	へき地医療拠点病院施設整備費補助金	未実施	未実施	実施
	薬務水道課	薬剤師会館整備費補助金	未実施	実施	実施
健康福祉部	高齢福祉課	老人福祉施設整備費補助金（2件）	実施	実施	実施
	障害福祉課	知的障害者援護施設整備費補助金外1件	未実施	未実施	実施
	地域福祉国際課	日本赤十字社岐阜県支部施設整備費補助金	実施	実施	実施
農政部	携斐農林事務所	新農業水利システム保全対策費補助金	実施	実施	実施

(イ) 国からの検査適正化等通知と県独自検査要領等の概要
 【監査結果】
 施設整備費補助金については、補助金を所管する国の省庁より検査の適正化などについての通知が発出されている事例があった。

- ・文部科学省 [人づくり文化課（私立学校等施設）]
 私立高等学校等施設高機能化整備費及び私立高等学校等「教育設備整備費推進事業費の適切な取り扱いについて（平成17年9月27日付け、17高私助第20号）
- ・厚生労働省 [医療整備課（医療施設等）]
 医療施設等施設整備費の国庫補助にかかると協議等について（平成9年4月30日付け、健政発第427号）
- ・厚生労働省 [高齢福祉課・障害福祉課（社会福祉施設等）]
 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日付け、社援発第1285号他）

このうち、社会福祉施設等整備の検査に係る厚生労働省の通知の概要は以下のとおりである。

・建設工事中間時点及び工事完了時点において、工事監理者及び請負業者立会いのもとで、可能な限り公共事業担当部局との連携を図りつつ、市区町村と現地調査を行いたいこと。

また、県では国の通知を受けるなどして、検査の実施要領（以下「検査要領」という。）を規定し、それに従った検査を行う体制を整備していた（健康福祉部「医療施設等、社会福祉施設等」、農政部「農業施設」）。

このうち、健康福祉部の社会福祉施設等の検査要領を例にその内容を概括すると次のとおりであった。

・中間、完了検査の実施

基礎工事完了時及び完了時点において、計画に従った建設の進捗状況を技術的及び事務的見地から現地で確認する。

原則として、工事金額が1億円以上の施設については、技術的見地からの確認を公共建築課（現：公共建築住宅課）の技術的助言を受けて行う。

・検査への工事監理者等の立ち会い

検査当日は、工事監理者等及び検査図書を会場に揃えること。

・工事写真の提出

法人は、中間・完了検査で目視により確認できない隠蔽部分を含め、基礎等の工事写真を県へ提出する。

「岐阜県社会福祉施設整備補助金等申請要領（平成18年4月）」及び「福祉局施設整備担当課が実施する民間社会福祉施設等の施設整備に関する中間・完了検査における技術的確認に対する公共建築課の協力に関する実施要領（平成15年6月1日）」からまとめた。

(ウ) 技術的観点からの検査状況

【監査結果】

技術的検査については、建築・電気・機械等に精通した県の技術職員が検査を行うことが効果的であるが、検査要領上、一定額以上（例、健康福祉部では1億円以上）の補助金については、技術職員による検査実施を規定していた。

検査要領上、技術職員による検査を規定している部課においては、すべて適正に実施していた。（6）
未実施は5件あったが、うち3件は検査要領上、金額的に技術職員検査事例には該当しないため、特段の問題はなかった。残りの2件については、技術職員検査の実施基準を設けておらず、実施することになっていなかった。

(エ) 中間検査の検査状況

【監査結果】

施設整備費補助金については、補助金交付申請書に添付された当初計画どおりに施設整備が行われているかを確実に確認するため、中間時点において、基礎や下張り材など施工状況を検査する中間検査を国通知や検査要領で規定している。

9補助金のうち、5補助金については検査要領に従った中間検査を実施していたが（7、8、9）、障害福祉課所管の2補助金については、検査要領上、中間検査が必要であるにもかかわらず、検査を行っていないかった。（残る2補助金は中間検査の規定なし）

（6及び7）

地域福祉国保課の日本赤十字社岐阜県支部施設整備費補助金に係る「技術職員による検査」及び「中間検査」については、県とともに補助金を交付している岐阜市が行っていた。

（8）

薬務水道課の薬剤師会館整備費補助金は平成18、19年度両年度にまたがる補助金であるため、平成18年度補助金完了検査を中間検査と見なした。

（9）

揖斐農林事務所は中間検査を実施していないが、中間時点での工事写真を完了時に提出させ、技術職員が検査を行っていたため、中間検査実施に含めた。

各機関の状況

技術的検査の状況	
・補助金機関数	7機関
・補助金数	9件
技術的観点からの検査状況（件数）	

・技術的検査実施	4件
・技術的検査未実施	5件
【検査要領上問題なし】	3件
【検査要領上技術的検査基準なし】	2件
出来高による中間検査の状況 (件数)	
・中間検査実施	5件
・中間検査未実施	4件
【検査要領上中間検査なし】	2件
【検査要領上実施の必要があるが未実施】	2件

【監査意見】
 検査要領上、中間検査を行う旨規定されている所管課においては、中間検査は完了検査では検査できない基礎等の検査を目的とし、当初計画どおり施工されているかを検査するものであることから、確実に行われたい。

(3) 補助金等交付団体に対する指導・監督は適切に行われているか
 ア 説明会等の開催状況

イ 交付団体に対する状況
 【監査結果】

補助金等交付団体に対する説明会等の開催状況について、説明会を開催しているものは15件で、その内訳は商工会や私立高等学校等など多数の団体を抱えている機関に交付していたものが多く認められ、一方、書面により注意事項等を配布していたものは34件であった。

なお、説明会等を開催していなかったものは69件で、単独団体へ継続して補助金等を交付していたものが多く、改めて説明会を開催する必要がないとしていた。

各機関の状況	
交付団体への説明会等の開催状況	
・説明会の開催	15件
・書面の配布	34件
・なし	69件

(1) 現地機関に対する状況	
【監査結果】	
県の現地機関への説明会等の開催状況について、説明会の開催が4件、書面の配布が2件、なしが112件で、現地機関が関わらない補助金等が多数を占めていた。	
なお、補助対象経費の積算誤りが見られた事案を見ると、所管課の指導が必ずしも徹底していない面も見受けられた。	
各機関の状況	
現地機関への説明会等の開催状況	
・説明会の開催	4件
・書面の配布	2件
・なし	112件

【監査意見】
 実地監査を行った団体の中には、補助対象経費についての理解が不十分なものがあったことから、補助内容についての説明会等を開催するなど、要綱等の一層の周知を図らねばならない。

イ 不備事項に対する是正状況
 【監査結果】

所管課による検査において、不備事項があった場合は是正状況の確認については13件を再確認しており、確認なしは0件ですべてについては是正状況を確認していた。

なお、検査の結果、不備事項がなかったと回答したものは105件であった。

各機関の状況	
不備事項があった場合は是正状況	
・是正状況の確認あり	13件
・是正状況の確認なし	0件
・該当 (不備) なし	105件

携帯電話を所有している。(*平成20年3月末現在。総務省東海総合通信局公表)

県の機関においても、緊急時の連絡、災害時対応など様々な目的で携帯電話を保有している。

しかしながら、その契約、利用等については各機関の判断に委ねられており、県全体としての状況は把握されていないことから、効率的な運用を図る観点からその実態を把握する必要が高い。また、携帯電話会社間の競争激化に伴い、料金プラン、オプションサービスは多様化しており、携帯電話の利用状況に合わせた料金プラン等を選択することにより、より経済的、効率的な契約への見直しが可能と考えられる。さらに、保管、利用の状況について、財産管理の点から適切に行われているかを確認することも重要である。

そこで、「県の機関における携帯電話の契約、利用及び管理について」をテーマとして行政監査を実施した。

第3 監査の概要

1 監査実施期間

平成20年6月から平成21年1月まで

2 監査対象機関

携帯電話を保有するすべての機関について書面による監査を実施した。

また、契約状況等を考慮して関係部局から次のとおり抽出し、5機関を対象に実地調査を実施した。

機 関 名	調査年月日
防災課	平成20年10月23日
中瀬振興局	平成20年11月7日
下呂温泉病院	平成20年11月6日
大垣土木事務所	平成20年10月30日
東濃特別支援学校	平成20年11月4日

3 監査の実施内容

(1) 監査の実施方法

監査対象機関から提出された行政監査資料に基づき調査を行うとともに、抽出

で書記による実地調査を行った。その結果を踏まえ、委員による監査を実施した。

(2) 監査対象時期

平成19年9月から平成20年8月まで(実地調査については調査日時点)の状況を中心に監査を実施した。

4 監査の着眼点

以下の3点に着眼して監査を実施した。

(1) 保有の目的及び利用状況は適切か

携帯電話を保有する目的及び必要性の状況、同種の現地機関間の状況はどうか、また十分活用されているか。

(2) 料金プラン等は適切か

携帯電話会社の選定、料金プラン、オプションサービス及び割引サービスについて、保有の目的、利用状況に鑑みて適切な選択がされているか。

(3) 管理状況は適切か

保有する携帯電話について、適切な管理が行われているか。

第4 監査の結果及び意見

1 総合的な意見

これまで県が保有する携帯電話の契約、利用等の状況をとりまとめたものはなかったが、今回の監査を通じて調査したところ、その実態は次のとおりであった。

県のすべての機関(364機関)において携帯電話の状況を調査したところ、平成20年8月時点の保有機関数及び台数は137機関で802台であった。このうち、保有台数が特に多い総合医療センター(64台)及び警察本部(会計課管理分130台)は、調査を円滑に進めるためそれぞれ30台を抽出し、637台の携帯電話について精査したところ、平成19年9月から平成20年8月の1年間に30,430千円を支出していた。各機関が保有する携帯電話について、料金プランの選択、保管等が適切に行われていたものが多くあった一方で、一層の経費削減に繋がるものが見られた。

公費により保有する携帯電話については、契約の必要性や適切な保管が徹底しなく求められることを踏まえ、無駄な支出を抑え、また不適切な使用がないようにしなければならぬ。そのために、携帯電話を保有する機関にあっては保有目的や利用状況、契約内容、管理状況等を把握するとともに、必要に応じて見直されることを望むものである。

なお、着眼点ごとの意見をまとめると、以下のとおりである。

(1) 保有の目的及び利用状況は適切か

保有の目的、台数等を類型化し、利用状況も踏まえて比較・検討をしたところ、各機関における取扱の違いが明らかになり、他と比べて必要性が高くはないと思われるものが見受けられた。

同種の現地機関同士を比較すると、同じ規模の現地機関で携帯電話台数に多寡があった。このような状況はどのような場合に携帯電話を公費で保有できるかについて明確な目安が示されていないことが一因と考えられるので、必要な検討をされたい。

携帯電話の利用状況をみると、通話及び通信が極めて少ないものが637台のうち104台あり、特定の目的を有するものを除いた29台については見直しの対象になり得るものであった。携帯電話は万が一に備えて必要という判断もあるが、他機関の例なども踏まえ利用状況から再度検討されたい。

以上のような状況は、携帯電話を公費で保有するときの明確な目安が示されていないことが一因となって生じていると考えられる。一定の目安が示されることにより、類似の状況下における携帯電話の保有状況に差異が小さくなり、経費の削減につながることも考えられるので、必要な検討をされたい。

(2) 料金プラン等は適切か

携帯電話の料金プランが利用状況に照らして適当でないものが見受けられた。監査対象期間の1年間で最適な料金プランを選択し、かつ最も基本料金の割引率が高いサービスを受けた場合を試算したところ、637台中96台について監査対象期間の1年間でおよそ1,644千円が削減できたこととなった。

オアションサービスについて、携帯電話を使用して電子メールの送受信やインターネット上のウェブページ閲覧などができるサービスを付帯するもので、利用が少ないものが14台あった。また、パケット割引サービスが十分活用されていないものが23台あった。これらのオアションサービスを付帯しなかった場合を試算したところ、監査対象期間の1年間でおよそ689千円が削減できたこととなった。

携帯電話を保有する各機関が利用状況を確認し、料金プランが適当か、オアションサービスが必要なものか注意することが費用削減につながるため、適切な料金プラン等を選択されたい。

(3) 管理状況は適切か

携帯電話の保管に関して、施設できる金庫、保管庫等で保管するものがある一方で、十分な管理をしていないと認められるものがあった。また、昼夜を問わない緊急連絡を目的とする携帯電話でありながら、夜間は事務室内で保管するものが見受けられた。

携帯電話の目的外の利用として、ソーシャルネットワークサービスへの会員登録、CD等レンタル販売への有料登録をしていたものがあった。

県が保有する携帯電話は、携帯端末自体の財産的な価値のみならず、登録されている情報のセキュリティ上も適切に管理する必要が認められるので、携帯電話の目的等に応じた取扱を徹底するとともに、必要に応じて携帯電話端末の確認を行うなどにより不適切な使用を防止されたい。

なお、精査を行った637台の状況は次のとおりである。

〔部局別の保有状況（平成20年8月現在）〕

（単位：台、円）

部 局 名	機関数		保有台数		月平均請求額合計		
	有	保	精	査	構成比	1台あたり	
知事直轄	6	3	40	40	192,676	7.6%	4,817
総務部	17	12	43	43	154,759	6.1%	3,599
総合企画部	28	19	76	76	288,508	11.4%	3,796
環境生活部	8	4	11	11	30,672	1.2%	2,788
健康福祉部	39	24	131	96	273,688	10.8%	2,851
産業労働観光部	13	4	6	6	44,221	1.7%	7,370
農政部	37	10	14	14	44,127	1.7%	3,152
林政部	5	2	5	5	13,652	0.5%	2,730
県土整備部	23	13	72	72	289,749	11.4%	4,024
都市建設部	15	6	10	10	27,226	1.1%	2,723
さる清流国体推進局	3	1	1	1	3,679	0.1%	3,679
部外事務局	14	3	8	8	20,613	0.8%	2,577
教育委員会	101	13	33	33	83,532	3.3%	2,531

警察本部	55	23	352	222	1,068,783	42.1%	4,814
計	364	137	802	637	2,535,885	100.0%	3,981

月平均請求額は精査を行った637台について記載

本報告書においては、警察本部23機関を1機関、計137機関を115機関として扱っていることがある

【保有目的別】

(単位：台、円)

保有目的	保有台数	月平均請求額合計		
		構成比	1台当たり	
職員への連絡用	426	1,672,775	66.0%	3,927
幹部への連絡用	104	387,566	15.3%	3,727
防災等危機管理用	88	350,162	13.8%	3,979
データ通信用	19	125,382	4.9%	6,599
計	637	2,535,885	100.0%	3,981

2 着眼点ごとの監査結果及び意見

(1) 保有の目的及び利用状況は適切か

ア 携帯電話の保有目的による類型化

【監査結果】

携帯電話の保有目的はどのようなものか、またそれが業務遂行上必要であるかを確認するため、県の機関における携帯電話保有目的を類型化するとともに、その具体例を示す。

なお、() 内は、802台のうちそれぞれの類型に該当する携帯電話を保有する機関数及び台数を示す。

類型：事務室を離れて現場や出張業務先などで連絡を行う頻度が高く、その必要性が認められる場合 (73機関299台)

(例) 子ども相談センターにおける児童保護等緊急連絡用
土木事務所における道路パトローリ連絡用

類型：業務の連絡のために個人の携帯電話を使用して番号を通話の相手方に知らしめると、当該職員、業務の遂行等に不利益・不都合が生じる場

合 (17機関39台)

(例) 県税事務所における滞納整理連絡用

類型：防災等危機管理の目的で保有する場合 (47機関88台)

(例) 振興局、土木事務所等に配備されている衛星携帯電話
緊急連絡用として常時携帯しているもの

類型：特定の行政事務を行う場合 (15機関25台)

(例) 県が作成する携帯サイトを確認するためのもの
広報課における報道対応用

類型：警察本部の捜査目的で保有する場合 (23機関351台)

(例) 交通事故等捜査用、無線不感地帯用

イ 同種の現地機関の比較

【監査結果】

県には同種の事務を行う現地機関が各地域に設置されている。これらのうち主な現地機関を横並びで比較すると、保有台数に大きな違いがあるほか、1台当たりの月平均請求金額にも違いが見られた。

【県税事務所の比較】

県税事務所については、主に滞納整理のために保有するものが多かった。

保有する台数、1台あたり月平均請求額については、ばらつきが見られ、1台当たりの月平均請求額は自動車税事務所 (4,649円) が最も多く、中濃県税事務所 (1,951円) が最も少ない。

(単位：台、人、円)

	岐阜県税事務所	西濃県税事務所	中濃県税事務所	東濃県税事務所	飛騨県税事務所	自動車税事務所	合計
保有台数	5	1	3	2	3	3	17
職員数	65	22	23	32	24	20	186
月平均請求額	10,194	3,408	5,854	5,236	9,041	13,948	47,681
構成割合	21.4%	7.1%	12.3%	11.0%	19.0%	29.3%	100.0%
1台あたり	2,039	3,408	1,951	2,618	3,014	4,649	2,805

〔振興局の比較〕
振興局については、現場連絡、防災等危機管理のために保有するものが多かった。
保有する台数については、3機関がそれぞれ9台保有し、振興局だけで精査対象637台中59台(9.3%)を保有している。
1台当たりの月平均請求額は東濃振興局恵那事務所(4,320円)が最も多く、東濃振興局(3,364円)が最も少ない。
防災等危機管理のために保有する台数は、5台が1機関、4台が3機関、3台、2台がそれぞれ1機関、1台が2機関とばらつきがみられた。

(単位：台、人、円)

	岐阜 振興局	西濃 振興局	西濃 振興局 揖斐 事務所	中濃 振興局	中濃 振興局 中濃 事務所	東濃 振興局	東濃 振興局 恵那 事務所	飛騨 振興局	合計
保有台数	9	9	5	8	6	7	6	9	59
職員数	52	43	27	42	29	38	23	47	301
月平均 請求額	34,249	33,735	19,773	28,117	22,075	23,546	25,919	36,092	223,506
構成割合	15.3%	15.1%	8.8%	12.6%	9.9%	10.5%	11.6%	16.1%	100.0%
1台 当たり	3,805	3,748	3,955	3,515	3,679	3,364	4,320	4,010	3,788

〔病院の比較〕

病院については、医師連絡、職員連絡のために保有するものが多く、保有台数に大きな差が見られた。

総合医療センターの携帯電話保有台数が64台と多いのは、医師連絡用として50台を保有し、随時の連絡体制をとっているためである。これらは受信を主な用途にしているため、請求額が少ない。

また、総合医療センターの事務用途の保有台数が多いのは、事務職員による直に代わり事務職員による当番を定め、携帯電話により連絡を取ることとしているためである。

(単位：台、人、円)

	総合医療 センター	多治見病院	下呂温泉病院	合計
保有台数	64	11	8	83
うち 事務用	9	6	0	15
職員数	737	612	306	1655
うち 事務	25	33	19	77
月平均 請求額	64,245	25,204	31,796	121,245
構成割合	53.0%	20.8%	26.2%	100.0%
1台 当たり	2,215	2,291	3,975	1,461

総合医療センターの月平均請求額欄1台当たりの金額は、保有する携帯電話64台のうち29台を抽出した平均である。

〔土木事務所の比較〕

土木事務所については、道路パトロール時の連絡、防災等危機管理のために保有するものが多かった。

1台当たりの月平均請求額については、岐阜土木事務所(2,858円)が最も少ない。また、機関としての月当たり請求額については、高山土木事務所を除くと大垣土木事務所(32,440円)が最も多い。これは、7台中2台が基本料金の高い旧プランを採用しているためである。

(単位：台、人、円)

	岐阜土木 事務所	大垣土木 事務所	揖斐土木 事務所	美濃土木 事務所	郡上土木 事務所	可茂土木 事務所
保有台数	2	7	1	2	4	1
職員数	77	50	42	39	37	49
月平均 請求額	5,715	32,440	5,286	7,498	13,586	6,970
構成割合	3.2%	18.3%	3.0%	4.2%	7.7%	3.9%
1台 当たり	2,858	4,634	5,286	3,749	3,397	6,970

多治見土木事務所	恵那土木事務所	下呂土木事務所	高山土木事務所	古川土木事務所	合計
3	3	2	6	5	36
40	47	38	49	39	507
13,539	12,893	8,854	54,861	15,535	177,177
7.6%	7.3%	5.0%	31.0%	8.8%	100.0%
4,513	4,298	4,427	9,144	3,107	4,922

高山土木事務所は乗鞍スカイライン気象観測データ通信のためのもの（衛星携帯電話で送受信合わせて3台、合計月平均請求額43,917円）を含む。これを除くと3台で1台あたり月平均請求額は3,648円。

建設政策課から各土木事務所に幹部連絡用及び職員連絡用として配布される携帯電話（22台）を含まない。

【監査意見】

同種の事務を行う現地機関であっても、機関の規模と携帯電話の保有台数に相関関係が見られないなど、保有や管理の判断に差が見られるものがあつた。

携帯電話を保有する機関の事務内容による差もあるが、保有すべき場合に保有していない状況がないか、保有の必要性がないのに保有している状況がないかなど、他機関の例を参考に確認されたい。

このような状況は、どのような場合に携帯電話を公費で保有できるかについて明確な目安が示されていないことが一因といえる。一定の目安が示されることにより、類似の状況下における携帯電話の保有や管理にかかる判断の差が小さくなり、経費の削減につながることも考えられるので、必要な検討をされたい。

ウ 利用状況

【監査結果】

監査対象期間の1年間における通話料及びインターネット通信料（以下「通話料等」という。）の状況について、無料通話適用前の月平均通話料が10円未満かつインターネット通信料が50円に満たないような極めて利用が少ないものが637台中104台（16.3%）あつた。

このうち、防災目的の衛星携帯電話、病院における医師への連絡用等の携帯電話を除くと、29機関で45台（7.1%）、月平均請求額の合計は126千円、年間1,518千円であつた。

この45台のうち現地機関の状況は、県税事務所が1機関で1台、振興局が4機関で7台、病院が2機関で8台、農林事務所が4機関で6台、土木事務所が2機関で3台、教育事務所が2機関で2台、試験研究機関が4機関で4台であり、合計19機関で31台だつた。

〔極めて利用が少ない携帯電話45台の部局別及び目的別状況〕

知事直轄 総務部 総合企画部 環境生活部 健康福祉部 農政部 県土整備部 都市建設部 教育委員会 計	機関数	台数	機 関				月 平 均 請 求 額 (円)
			職 員 連 絡 用	幹 部 連 絡 用	危 機 管 理 用	通 信 等 用	
	1	1		1		2,401	
	1	1	1			1,238	
	8	11	4		6	36,895	
	2	4			2	10,506	
	5	11	8	2	1	23,717	
	5	7	2	3	2	22,428	
	3	5	4	1		14,373	
	1	1			1	2,745	
	3	4	1		3	12,186	
	29	45	20	7	15	126,489	

上記45台から防災等危機管理、不法投棄監視などの特定の目的（以下「特定目的」という。）を有する携帯電話を除くと、17機関で29台（4.6%）、月平均請求額の合計は75千円、年間904千円であつた。この17機関のうち13機関は携帯電話を2台以上保有していた。

〔極めて利用が少ない携帯電話29台の部局別及び目的別状況〕

機関数	台数	機 関			月 平 均 請 求 額 (円)
		職 員 連 絡 用	幹 部 連 絡 用	通 信 等 用	

知事直轄	1	1		1			2,401
総務部	1	1	1				1,238
総合企画部	3	4	4				13,574
環境生活部	1	2			2		5,704
健康福祉部	4	10	8	2			21,316
農政部	3	5	2	3			14,282
県土整備部	3	5	4	1			14,373
教育委員会	1	1	1				2,413
計	17	29	20	7	2		75,301

極めて利用が少ない携帯電話29台のうち、通話料等が0円だったものは13機関で23台、月平均請求額の合計は57千円、年間688千円であった。この13機関のうち、9機関は携帯電話を2台以上保有していた。
 【通話料等が0円の携帯電話の23台の部局別状況】

	機関数	台数	平均 月請求額(円)
総務部	1	1	1,238
総合企画部	3	3	9,934
環境生活部	1	1	2,623
健康福祉部	3	9	18,915
農政部	2	4	11,882
県土整備部	2	4	10,356
教育委員会	1	1	2,413
計	13	23	57,361

【監査意見】
 極めて利用が少ない携帯電話のうち、29台については見直しの対象になり得るものである。万が一に備えて保有が必要という判断もあるが、他機関の例なども踏まえ、利用状況から再度検討されたい。

工 利用の点検

【監査結果】
 携帯電話会社からは毎月請求書が送付され、通話料、パケット通信料、各種割引金額などが示される。県の各機関が携帯電話の利用状況をどのように確認しているか調査したところ、次のとおりであった。

【利用状況の部局別点検状況】

(単位：機関)

	保有 機関数	点検なし	点検あり			
			毎月	3か月ごと	半年ごと	1年ごと
知事直轄	3	1		1		1
総務部	12	2	8	2		
総合企画部	19	3	15			1
環境生活部	4	1	3			
健康福祉部	24	5	13	3	2	1
産業労働観光部	4		4			
農政部	10	1	9			
林政部	2	2				
県土整備部	13		10	1	1	1
都市建設部	6	1	5			
さつ清流国体推進局	1		1			
部外事務局	3	2				1
教育委員会	13	3	9	1		
警察本部	1(23)					1
計	115	21	77	8	3	6

137機関のうち、警察本部23機関は1機関として回答

点検しているとした機関にあっては、ほとんどの機関が請求書による点検を行っていた。このほか、使用者等からの聴取を併せて行っていたのが5機関あった。

なお、用度会計で料金の支払をしている携帯電話については、管財課から平成19年9月25日付けの通知において料金プラン見直しを求めるとともに、平成20年6月12日付けの通知において料金プラン変更及び解約を求めている。

【監査意見】

携帯電話の利用状況を把握することは、保有が適正か、料金プランが利用状況に照らして適当かを確認するうえで重要であるため、点検を行っていない機関等は適切に行い、利用実態に応じて支出を削減する努力をされたい。

また、現在用度会計で料金を支払っている一部の機関に対して料金プランの見直し等を求めているが、点検の実効性を高めるため、携帯電話を保有するすべての機関に対して利用状況の点検を促すとともに、その状況をとりまとめるなど、様々な方策を検討されたい。

(2) 料金プラン等は適切か

ア 携帯電話会社の選定状況

【監査結果】

現在保有する携帯電話の携帯電話会社を選定した理由を調べてみると、対象の115機関中、「エリアカバー状況を考慮」としたところが29機関(25.2%)、「防災用等として他機関から配布」としたところが15機関(13.0%)と多く、逆に少ないものとして、「最も経済的」としたところが5機関(4.3%)、「防災対策上有利」としたところが3機関(2.6%)、「割引やポイントを考慮」としたところが3機関(2.6%)であった。また、「不明」としたところが47機関(40.9%)であった。

携帯電話会社変更の検討状況については、検討したところが19機関(16.5%)、検討していないところが82機関(71.3%)、変更できないとしたところが14機関(12.2%)であった。また、検討をしていないとした82機関の中には、携帯電話会社についての検討を不要としているところが21機関あった。

〔携帯電話会社変更の部局別検討状況〕

(単位：機関)

	保有機関数	検討した	検討していない		変更できない
			変更の必要なし	変更の必要あり	
知事直轄	3		2	1	1
総務部	12	3	8	4	1
総合企画部	19	3	12	2	4

環境生活部	4	1	3	1	
健康福祉部	24	5	17	4	2
産業労働観光部	4		3		1
農政部	10		9	2	1
林政部	2	1	1		
県土整備部	13	5	7	1	1
都市建設部	6		5	2	1
さふ清流国体推進局	1		1		
部外事務局	3		3	2	
教育委員会	13		11	2	2
警察本部	1(23)	1			
計	115	19	82	21	14

137機関のうち、警察本部23機関は1機関として回答

【監査意見】

携帯電話は、短期的な業務に使用する場合を除き、長期にわたって継続的に利用することが多い。このため、目的及び費用に見合った携帯電話会社、料金プラン等の選択を誤り、または見直しをしない場合には、長期にわたり無駄な費用が発生しうることから、各機関にあっては料金プラン等の見直しに合わせて、契約電話会社の選定についても留意されたい。

イ 料金プランの状況

【監査結果】

精査対象637台の監査対象期間中の請求額は、30,430千円(月平均2,535千円)であった。

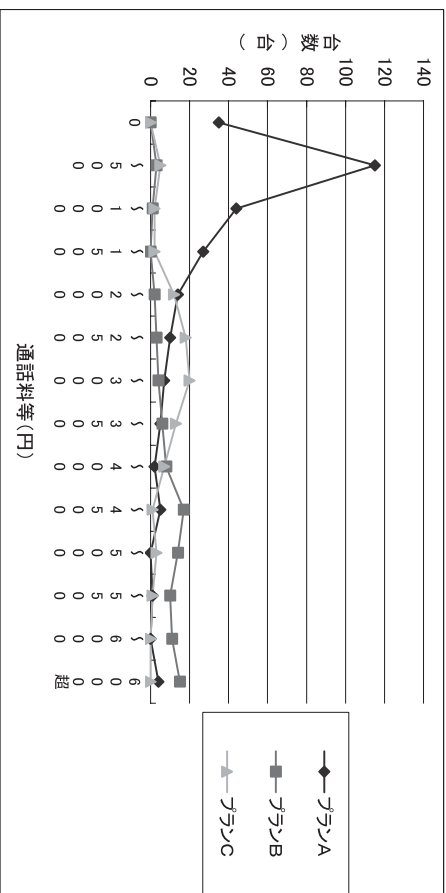
主な料金プランの状況を調査したところ、最も多いプランAが269台(42.2%)、次いでプランBが94台(14.8%)、プランCが84台(13.2%)だった。(プランA～Cは仮称)

この3プランを適用している447台の通話料等の状況は、次のとおりだった。

〔主な料金プランの通話料等の状況〕

(単位：台)

		通話料とパケット通信料の月平均額 (円)															
プラン	0	500	1000	1500	2000	2500	3000	3500	4000	4500	5000	5500	6000	6000超	計		
プランA	35	115	44	27	14	10	7	5	2	5	0	1	0	4	269		
プランB	0	3	1	0	2	3	4	6	8	17	14	10	11	15	94		
プランC	0	5	2	2	12	18	20	13	7	1	3	1	0	0	84		
計	35	123	47	29	28	31	31	24	17	23	17	12	11	19	447		



プランA (無料通話分1,000円) では、通話料等の月平均額が1,000円以下の携帯電話が194台 (プランAの72.1%)、1,001円から2,000円までが41台 (同15.2%)、2,000円を超えるものが34台 (同12.6%) あった。また、通話料等が0円のもものが35台 (同13.0%) あり、うち25台は総合医療センターの医師用内線電話を兼ねたものだった。

プランB (無料通話分4,000円) では、通話料等の月平均額が4,000円以下の携帯電話が27台 (プランBの28.7%)、4,001円から6,000円までが52台 (同55.3%)、6,000円を超えるものが15台 (16.0%) あった。

プランC (無料通話分2,000円) では、通話料等の月平均額が2,000円以下の携帯電話が21台 (プランCの25.0%)、2,001円から4,000円までが58台 (同69.0%)、4,000円を超えるものが5台 (同6.0%) あった。

料金プランを選択するに当たっては、利用頻度等を勘案し、無料通話分を目安

に決定することが多い。無料通話分が多い料金プランは、基本料金も高く設定されていることから、利用状況に応じた料金プランの選択が支出の削減につながる。このような観点から、はじめに監査対象期間1年間の月平均請求額を基に調査したところ、料金プランが利用状況に照らして適当でないものが637台中96台 (15.1%) あった。その内訳は、料金プランを基本料金が高く無料通話分が多いものに見直すべきものが55台、基本料金が安く無料通話分が少ないものに見直すべきものが41台だった。

また、監査対象期間の1年間で、最適な料金プランを選択し、かつ最も基本料金の割引率が高いサービスを受けた場合を精査したところ、637台中122台が料金プラン変更により支出を削減できたことになった。この122台のうち、監査対象期間内に料金プラン変更を行った26台を除く96台について試算したところ、月当たり137千円、監査対象期間の1年間でおよそ1,644千円を削減できたこととなった。

【料金プランが適当でない携帯電話の部局別状況】 (単位: 円)

部局	機関数	台数	月当たり削減可能額
知事直轄	2	2	5,395
総務部	5	9	11,129
総合企画部	14	24	33,562
健康福祉部	10	16	18,013
産業労働観光部	1	2	20,108
農政部	3	3	3,724
県土整備部	4	12	15,144
都市建設部	1	1	532
部外事務局	1	2	1,136
教育委員会	5	11	9,446
警察本部	8	14	18,981
計	54	96	137,170

次に月ごとの通話料等の状況を基に調査したところ、時期によって携帯電話の利用状況が大きく異なり、適宜にプラン見直しを行う必要性が高いと考えられるものがあった。

保有する携帯電話3台の年間通話料のうち90%が5月及び6月に集中するが、年間を通じて同じ料金プランを選択している機関があった。この3台が5月及び6月に最適な料金プランを選択した場合を試算したところ、監査対象期間の1年間で74千円を削減できたこととなった。

【監査意見】

選択している携帯電話の料金プランが、利用状況に照らして適当でないものが見受けられた。携帯電話を保有する各機関が利用状況を確認し、料金プランが適当なものか注意することが費用削減につながるので、適切な料金プランを選択されたい。

ウ オプションサービスの状況

【監査結果】

オプションサービスについては、利用の状況によってパケット割引を付帯してパケット通信料を削減する、留守番電話サービスを付帯して携帯電話の一層の活用を図るなどの例がある。

そこで、精査対象の637台のオプションサービス付帯状況等を調査した。

携帯電話を使用して電子メールの送受信やインターネット上のウェブページ等の閲覧などができるサービス（以下「パケット通信サービス」という。）を付帯し、かつパケット通信料の月平均額が10円未満と、サービスを付帯していないながらその利用が少ないものが114台あった。この114台がパケット通信サービスを付帯していない場合、監査対象期間の1年間で430千円が削減できたこととなった。また、114台のうち、パケット通信料が0円だったものは94台あった。

（1パケット＝漢字ひらがな64文字。パケット通信料10円で3,200文字）

一定額を支払うことにより、パケット通信単価が引き下げられ、無料通信分が付与される「パケット割引サービス」（月額1,050円～3,150円）を付帯する携帯電話のうち、パケット通信料が少なく、パケット通信単価の引き下げ分を考慮してもなお支払額の方が高くなっており、当該サービスが十分活用されていないものが23台あった。この23台にパケット割引サービスが付帯していなかった場合を試算すると、監査対象期間の1年間で259千円が削減できたこととなった。

パケット通信サービスを通じて利用する「有料配信サービス」（月額105円～210円）を付帯する携帯電話のうち、直接業務に関係がないもの（CD等レンタル販売）が1台、他の手段により代替できると考えられるもの（ニュース番組）が2台あった。

ニュース、天気、芸能、スポーツ等の最新情報を携帯電話に配信し、待受画面に表示する「情報配信サービス」（月額157円）を付帯する携帯電話が7台あった。一定額を支払うことにより、指定した電話番号への通話料が割引される「指定割引サービス」（月額189円）を付帯する携帯電話のうち、指定した電話番号への通話料が1年間で0円のもの2台、20円のもの1台と、当該サービスが十分活用されていないものがあった。

その他、通話料が少ないにもかかわらず留守番電話を付帯している携帯電話が5台、料金明細（作成料105円）を取得している携帯電話が1台あった。

「付帯の必要性が低いオプションサービスの部局別状況」（単位：台、円）

	パケット通信サービス		パケット割引サービス		有料配信サービス	情報配信サービス	指定割引サービス	その他
	月当たり削減可能額	台数	月当たり削減可能額	台数				
知事直轄	3	945	2	2,100				
総務部	12	3,780	3	2,244	1		1	
総合企画部	15	4,725	9	8,332				
環境生活部	4	1,260	1	920			2	
健康福祉部	47	14,805	7	6,950				
産業労働観光部								1
農政部	9	2,835	1	1,050				
県土整備部	11	3,465					3	5
都市建設部	2	630					4	
部外事務局	3	945						
教育委員会	8	2,520					2	
計	114	35,910	23	21,596	3	7	3	6

【監査意見】

それぞれのオプショナルサービスを見ると、次のとおりであった。

「リケット通信サービス」について、その利用程度が低いものがあったので、付帯の必要性を検討されたい。なお、メールの送受信を行うためであれば、同じ携帯電話会社の携帯電話間で1通0円～5.29円で電話番号により短文を送信できるショートメッセージサービスを活用することにより経費削減を図ることが可能である。

「リケット割引サービス」について、利用状況を確認され、費用の効果を検証のうえ、付帯の必要性を検討されたい。

「有料配信サービス」及び「情報配信サービス」については、直接業務に關係するものは必ずしも多くないと考えられること、また他の代替手段があることから、付帯の必要性を検討されたい。

「指定割引サービス」について、十分活用されていない場合は見直しを検討されたい。

このように、オプショナルサービスの料金は数百円程度であるが、「リケット通信サービス」及び「リケット割引サービス」で利用程度が低いものを付帯しなかった場合を試算してみると、689千円が削減可能であったという結果が得られた。

各機関にあっては付帯するオプショナルが業務上必要なものを改めて見直し、経費の削減に努められたい。

エ 割引サービス等の状況

【監査結果】

携帯電話の割引サービスを受けるに当たっては、様々な制約が設けられている場合がある。1年間や2年間など一定期間の利用を約束することで受けられる割引サービスでは、その期間中の契約継続を求められており、期間中の解除に対して解除手数料が設定されているほか、他の割引サービスが併用できない場合もある。法人割引を受けるためには、携帯電話会社の所定台数を法人名義で契約することが求められており、契約の台数によっては法人割引が受けられない場合がある。

637台の携帯電話のうち、割引サービスの対象となる577台について調査したところ、割引サービスの適用状況は、基本使用料の平均割引率が34.2%、請求金額の平均割引率が33.7%だった。

割引サービスの内訳を見ると、基本料金に対する割引については、長期間継続して利用している又は1年間利用することを約束することで受けられる割引サービス（以下「継続利用割引」という。）を活用している携帯電話が47台、法人契約をすることで受けられる割引サービス（以下「法人割引」という。）を活用しているものが415台、2年間の継続使用を約束することで基本使用料が半額になる割引サービス（以下「半額割引」という。）を活用しているものが99台だった。また、基本使用料の割引率が50%を下回っている携帯電話で、法人割引の適用がないものが63台あり、その平均割引率は18.3%だった。

（単位：台）

「割引サービスの部局別適用状況」

	対象台数	割引適用状況			基本使用料割引率50%未満かつ法人割引なし
		継続利用割引	法人割引	半額割引	
知事直轄	26	22	20	4	2
総務部	41	33	33	8	
総合企画部	65	42	27	23	15
環境生活部	11	10	10	1	
健康福祉部	89	41	34	41	14
産業労働観光部	4	4	3		1
農政部	14	11	4	3	7
林政部	5	5	5		
県土整備部	60	57	46	3	11
都市建設部	10	5	3	5	2
さろ清流国体推進局	1	1	1		
部外事務局	8	7	7	1	
教育委員会	33	23	12	10	11
警察本部	210	210	210		
計	577	471	415	99	63

請求額に対する割引については、長期継続割引と法人割引を合わせて基本料金の50%もしくは50%近くまで割引されているものがあつた。これらの携帯電話が通話料等に対する割引を併用していることで請求金額の50%以上が割引されているところが42台あつた。

【請求金額に対する割引状況】

10%以下	10%超 20%以下	20%超 30%以下	30%超 40%以下	40%超 50%以下	50%超	計
6	48	44	188	249	42	577

また、通話料等に対する割引を活用しているのが323台あつた。

【監査意見】

割引サービスを適切に活用することにより高い経費削減効果を得られるので、保有する携帯電話の契約内容や割引サービスの内容を確認するとともに、各割引サービスのメリット、デメリットを踏まえて検討されたい。

(3) 管理状況は適切か

ア 保管について

【監査結果】

県が保有する携帯電話の多くは、当初の取得価格が極めて安価であつたことから、岐阜県会計規則に定める備品に該当せず、その管理に関して明示的な定めがない。しかし、携帯端末自体の財産的な価値のみならず、アドレス帳、通話・通信履歴等に搭載されている情報のセキュリティ上も保護する必要があることから、適切な管理が求められる。

そこで、携帯電話の保管状況を調査したところ、目的別の携帯電話ごとの保管場所は次のとおりであつた。

【保有目的別の保管場所】

(単位：台)

保有目的	就業時間中の保管場所			就業時間外の保管場所				
	台数	常時携帯	事務室等	保管庫等	常時携帯	事務室等	保管庫等	その他
職員への連絡用	426	159	261	6	142	267	15	2
幹部への連絡用	104	79	25		78	25	1	
防災等危機管理用	88	19	69		17	69		2

サービス	19	1	18		19		
データ通信用	19	1	18		19		
計	637	258	373	6	237	380	16

事務室等には車中、当直室などを含む。

保管場所について、就業時間外の保管場所で、保管庫等として16台の内訳は、警察本部が13台、県税事務所が3台だつた。就業時間外の保管場所での他の4台は、警備員室、スクールバス運行委託業者であつた。警備員室に置くのは、気象情報や地震速報を受信した場合に担当職員等呼び出すためであり、スクールバス運行委託業者に預けるのは、スクールバスの運行開始が午前5時頃からとなつているためであつた。

職員連絡用の携帯電話は、職員が共有するものが多い。職員連絡用で就業時間外に事務室等及び保管庫等に保管しているものは426台中282台あるが、これらは出張時の連絡用などで特定多数の職員が使用することを前提とするものが多い。幹部連絡用の携帯電話は、使用者を一人に定めているものが多い。幹部連絡用で就業時間外に事務室等及び保管庫等に保管しているものは104台中26台あり、そのうち主な使用者を定めているものは自動車電話3台を除く23台であつた。

【幹部連絡用の就業時間外における部局別保管状況】 (単位：台)

	就業時間外の保管場所	
	事務室等	保管庫等
総合企画部	2	
農政部	2	
県土整備部	3	
部外事務局	1	
教育委員会	1	
警察本部	13	1
計	22	1

防災等危機管理用の携帯電話は、防災等危機管理案件の発生時に現場で使用されるものが多い。就業時間外に事務室等に保管しているものは88台中69台(78.4%)

あるが、中には平時は職員への連絡用と兼ねているものを含んでいる。

【監査意見】

実地調査において5機関22台を確認したところ、亡失した携帯電話はなかった。目的別の管理について、昼夜を問わず緊急連絡を目的とする携帯電話であるにもかかわらず、夜間は事務室等で保管しているものが見受けられた。携帯電話の保有目的等に照らし、必要なものは常時携帯するなど、適切に管理されたい。

また、滞納整理や個人からの相談・通報を受ける目的等で使用している携帯電話は、個人情報履歴として残っている場合がある。このような携帯電話を保有する機関にあつては、個人情報の流失が発生しないよう、保管について一定のルールを定められたい。

イ 連絡網等への登録状況について

【監査結果】

携帯電話の活用状況を見る視点の一つとして、緊急連絡網等への登録状況を調査した。

その結果、637台中緊急連絡網等に登録されている携帯電話が343台（53.8%）、登録されていない携帯電話が294台（46.2%）あつた。

また、幹部への連絡用で連絡網等に登録されていないものは15機関で30台、防災等危機管理用で連絡網等に登録されていないものは21機関で28台（衛星携帯電話9機関で11台を含む）あつた。

【連絡網等に未登録の部局別状況】

（単位：台）

	登録なし			
	幹部連絡用		防災等危機管理用	
	機関数	台数	機関数	台数
知事直轄	1	1		
総合企画部	1	1	9	16
環境生活部			1	1
健康福祉部	2	4	2	2
農政部			1	1
県土整備部	2	4	5	5
			うち衛星携帯電話	台数
			機関数	台数
			機関数	台数
			機関数	台数

都市建設部	1	1	1	1		
教育委員会	1	3	2	2		
警察本部	7	16				
計	15	30	21	28	9	11

【監査意見】

公用の携帯電話は、その目的、運用の態様によって必ずしも連絡網等に登録されるべきものではないが、幹部への連絡用や防災等危機管理用のものについては、一般的には関係職員や関係機関に周知する必要性が高いことから、セキユリテイエ上の支障がある場合等特段の事情がない限り、登録されるべきと考えられる。

とりわけ防災等危機管理用の衛星携帯電話は、一般の携帯電話が使用できないときには重要な通信ツールとなるため、関係連絡網に登録する必要性がより高いと認められるものであり、早急に関係連絡網を整理されたい。

ウ 目的外の利用（私的利用）

【監査結果】

実地調査において、携帯電話の保管状況等の確認を行ったところ、次の事案があつた。

ソーシャルネットワークワーキングサービス管理者からメールを受信していたため、内容を確認したところ、ソーシャルネットワークワーキングサービスにその携帯電話から会員登録していたものがあつた。この携帯電話は複数職員が使用する機会があること、また会員登録した時期も不明であることから、どのような状況で行われたのかは十分確認することができなかった。なお、監査対象期間中のこの携帯電話のパケット通信料は月平均31円であり、パケット通信料を見る限り監査対象期間中にソーシャルネットワークワーキングサービスの利用はなかったと推測される。また、有料配信サービスを付帯する携帯電話を調べたところ、直接業務に関係のないもの（CD等レンタル販売）に登録しているものがあつた。これについての登録時期等は不明であつた。

【監査意見】

今後このような私的利用のおそれを招かないための管理が必要である。ウェアのアクセス履歴は当該携帯電話を操作しなければ確認できないことから、使用者を明確にするほか、例えば必要に応じて携帯電話端末の確認を随時行うことによ

り、不適切な使用を防止されたい。

監査 県議会議員 中野 隆夫

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第二項の規定に基づき事務事業監査をしたので、同条第九項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十一年四月十六日

監査 県議会議員 中野 隆夫
監査 県議会議員 中野 隆夫
監査 県議会議員 中野 隆夫
監査 県議会議員 中野 隆夫
監査 県議会議員 中野 隆夫

第 1 事務事業監査の趣旨

県の特定の事務又は事業の執行について、合规性又は正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点から、総合的に監査を実施するもの

第 2 監査実施日

予備監査 平成20年 9月 から12月まで

本 監 査 平成21年 1月28日

第 3 監査対象項目

各機関の主要事業、懸案事業又は長期継続事業などを中心に選定した、本庁60機関が執行する60の事務事業

第 4 監査の着眼点

監査に際しては、以下の3つの観点に加え、正確性、合规性又は公平性、さらには透明性など多角的な観点から、事務事業ごとに個別具体的な着眼点を設定した。

事務事業の執行が、より少ない費用で実施できないかといった経済性
事務事業の執行に際し、同じ費用でより大きな効果が得られないかといった効率

性

事務事業の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、又は効果を上げているかといった有効性

第 5 監査の結果

1 意見を述べたもの

監査した結果、以下の事務事業について、次のとおり意見を述べた。

機関名	事務事業名 (平成19年度事業費)	事務事業の概要	監査の結果及び意見
1 税務課	県税に係る延滞金の取扱い	県税に係る延滞金について、岐阜県税事務処理規程において、延滞金を収納したとき又は収納した延滞金を減額したときに調定する取扱いとするもの	税務課では、延滞金が本税と同時に納付されなかった場合、当該納付されなかった延滞金については、「随時の収入で納税通知書を送しないもの」（地方自治法施行令第142条第1項第3号）に該当することから、延滞金が収納されたとき等に調定することとしている。 これにより、実際に調定（収納）された延滞金は約5.1億円であったのに対し、本税が納付され、延滞金の額が確定しているにもかかわらず、納付されていないことから未調定となっている額（未調定延滞金の額）は、明らかとなっていない。 また、一定の時点における未調定延滞金の額（残高）は把握できるが、年度内において新たに発生した額、繰越した額、時効の到来等により債権の消滅した額などは把握できる仕組みとなっていない。 そこで、平成19年度末における未調定延滞金の額を試算すると、市町村が事務を行う個人県民税に係るものを除いても約6.7億円となっていた。

	<p>このように、多額に上る未調定延滞金の規模等が明らかにされていない状況は、行政が情報を開示し説明する責任を果たすという観点から問題がある。</p> <p>ついでに、県税に係る延滞金について、実質的に収入未済等となっている額が明らかにできるよう、その取扱いについて検討されたい。</p>			<p>通じた県のイメーჯツツを図るもの</p>	<p>分に整備されていないのは、事業を執行する生活衛生課では、産業振興に関するノウハウを有していないかったことによる。</p> <p>ついでに、産業振興を所掌する他部局と連携し、県全体で当該事業を有効活用できるよう実施方法等の見直しを図られたい。</p>
<p>2 研究開発費 科学技術機器等管理費 (26,840千円)</p>	<p>平成7年度に整備した科学技術ネットワーク(県試験研究機関のネットワーク)の機器の管理を行うもの</p>		<p>4 子ども家庭課 民間施設給与等改善費(民改費)算定事務弁額(加算分)：116,322千円</p>	<p>児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設に勤務する職員給与の公私格差(公立施設職員給与との格差)是正を図る観点から、同施設等に支弁される措置費(約16.2億円)の一部に一定額を加算するに当たって、当該加算額を算定するもの</p>	<p>1 民改費算定事務について、次の事実が確認されたので、改善を図られたい。</p> <p>民改費を含む措置費の支弁要件として、職員が一定の資格を有していることが必要であるが、平成19年度に新たに算定の対象とした35人中、資格を有していることを保育士資格証明書等の証明書によって確認していた者は15人に止まっていた。</p> <p>民改費は、他施設での勤務を含めた個々の職員の通算勤続年数に依りて算定されるが、平成19年度に新たに算定の対象とした他施設勤務経験者13人のすべてについて、これまでの施設勤続年数を客観的に証明力のない本人が記載した履歴書等によって認定していた。</p> <p>2 子ども家庭課における施設等の監査において、民改費の算定の基礎となる勤務実態の確認については監査項目としていなかったが、民改費の支弁額は他の加算に比較して多額であることなどから、今後は監査項目とすることを検討されたい。</p>
<p>3 生活衛生課 「ぎふの味伝承名人」認定事業委託費 (500千円)</p>	<p>食育、地産地消の推進などに健全な食生活を支援するため、県産品を使用した名人料理を広く紹介し、「ぎふの味」を普及伝承させることにより、「食」を</p>		<p>5 地域福祉国保 福祉農園費 (1,000千円)</p>	<p>「牧野ふれあい広場」(美濃)</p>	<p>県は、平成12年度から「牧野ふれあい広場」の管理運営を美濃加茂市</p>

<p>課</p> <p>円)</p> <p>アネットス・ テクノ2 賃 借 (賃借料： 81,454千円)</p> <p>加茂市)の一部 を「福祉農園」 として整備し、 利用者に開放す ることで、農作 業を通じた地域 住民と高齢者・ 障害者・子ども 等とのふれあい の場、高齢者等 の健康と生きが いづくりの場を 提供するもの</p> <p>に委託しているが、この委託契約書 において「福祉農園」に関する内容 は、単に「福祉農園の利用申込の受 付」としか規定していなかった。 このため、受託者である美濃加茂 市から提出された実績報告には、福 祉農園の利用状況や収穫交流会等 の開催状況などが記載されていなかっ た。 このようなことから、県において 事業目的が達成されているかについ て判断ができない状況にあった。 については、当該事業目的の達成状 況を把握できるように委託契約におけ る仕様書の見直しを検討されたい。</p>	<p>イオンキヤベ ー ション支援や産 業人材育成事業 を行うため、県 等の出資により 設立された株式 会社新産業支援 テクノコアが所 有する施設を県 が賃借するもの</p> <p>県が支払う賃借料は、建物等の減 価償却費や公租公課等に基づき算定 されているが、県の一括借上げによ って、アネットス・テクノ2の所有者 である株式会社新産業支援テクノコ アには、毎年度、確実な現金収入が ある反面で、同社の経理上は建物等 の減価償却費を現金支出を伴わない 費用として計上でき、それに対応し て同社には流動資産が蓄積されてき た。 こうした取扱いが積み重なる結果 として、同社における現金、預金、 有価証券及び投資有価証券(国債、 県債)といった流動性の高い資産の 合計額は、年々増加しており、直近 の第9期事業年度では、約5.8億円 となり、総資産(約12.5億円)の約 46%に達していた。 については、厳しくなっている県財 政事情にかんがみ、県が借り上げる 必要性や賃借料の妥当性について改 めて検討されたい。</p>	<p>7</p> <p>河川課</p> <p>さぶ・リバー・ プルーヤ 事業 (8,099千 円)</p> <p>地域の河川敷 等を受着をもつ て管理する地域 住民の活動を支 援するもの</p> <p>「さぶ・リバー・プルーヤ」の 参加団体数は、各土木事務所と市町 村が連携して参加募集を行うことに より、事業を開始した平成18年度の 40団体から、平成19年度には52団体 へと増加していた。 しかし、県内に11事務所ある土木 事務所別にみると、管内で20団体が 参加する土木事務所がある反面で、 参加団体が全くない土木事務所があ るなど、県内において活動状況に偏 りがみられる状況にあった。 については、参加団体の少ない土木 事務所の管内においても活動が促進 され、全県的な取組となるよう事業 の実施体制や内容等の改善について 検討されたい。</p>
<p>6</p> <p>情報産 業課</p> <p>アネットス・ テクノ2 賃 借 (賃借料： 81,454千円)</p> <p>イオンキヤベ ー ション支援や産 業人材育成事業 を行うため、県 等の出資により 設立された株式 会社新産業支援 テクノコアが所 有する施設を県 が賃借するもの</p> <p>県が支払う賃借料は、建物等の減 価償却費や公租公課等に基づき算定 されているが、県の一括借上げによ って、アネットス・テクノ2の所有者 である株式会社新産業支援テクノコ アには、毎年度、確実な現金収入が ある反面で、同社の経理上は建物等 の減価償却費を現金支出を伴わない 費用として計上でき、それに対応し て同社には流動資産が蓄積されてき た。 こうした取扱いが積み重なる結果 として、同社における現金、預金、 有価証券及び投資有価証券(国債、 県債)といった流動性の高い資産の 合計額は、年々増加しており、直近 の第9期事業年度では、約5.8億円 となり、総資産(約12.5億円)の約 46%に達していた。 については、厳しくなっている県財 政事情にかんがみ、県が借り上げる 必要性や賃借料の妥当性について改 めて検討されたい。</p>	<p>8</p> <p>公共建 築住宅 課</p> <p>みどりの健 康住宅モデ ル住宅 (財産台帳 価格：5,71 7千円)</p> <p>関市板取に、 低価格でデザイ ン・機能等に優 れた「みどりの 健康住宅」モデ ル住宅2棟を建 築・展示し、建 築需要者等への 普及・PRの拠 点施設とするも の</p> <p>県が平成12年度に関市板取に整備 したモデル住宅の管理については、 県と実際に管理を行っている関市と の間には何ら取り決めのない状態と なっていた。 このため、公共建築住宅課ではモ デル住宅の利用状況や事業効果等の 把握がされていなかった。 さらに、モデル住宅の敷地は、関 市が私有地を借り上げたものである が、県と関市の明確な使用関係が整 理されないままとなっていた。 また、県全体のみどりの健康住宅 構想は県産材流通課が所管する「岐 阜県みどりの健康住宅推進協議会」 が推進しているが、公共建築住宅課 では、同協議会との連携が十分でな かったため、県全体におけるみどりの 健康住宅構想の推進状況も把握し ていない状況にあった。</p>	

	<p>ついでには、モデル住宅の適切な管理体制を構築するとともに、みどりの健康住宅構想における公共建築住宅課の役割を整理し、今後どのように関与していくのかについて、当該モデル住宅のあり方を含め、検討されたい。</p>	
<p>9 教育研修 岐阜県まるごと学園放送回整備・運営費 (553千円)</p>	<p>県総合教育センターから、学校間総合ネットワークを活用して様々な教育番組を配信するもの</p>	<p>県は、平成17年度から県総合教育センターに編集室や編集機器を整備し、岐阜県まるごと学園放送局を運営している。 しかし、教育研修課では、各県立学校における岐阜県まるごと学園放送局の番組の視聴状況を把握していなかった。 そこで、県立学校22校を抽出し、番組が放送されている昼休み及び放課後における今年度の視聴状況を確認したところ、16校では、番組が視聴されていないなど、同放送局から放送されている番組が教育現場において十分に利用されているとは言い難い状況であった。 ついでには、放送局の今後の運営に当たっては、視聴者のニーズ調査を行うなど必要な改善に努められたい。</p>
<p>10 装備施設 公用車廃止に伴う自動車重量税の返付及び自動車損害賠償責任保険料の返戻手続 (自動車重量税還付金：306千円、自動車損害</p>	<p>車両の更新等に より 公用車を廃車にしたとき に、自動車検査 証等の残月数に 応じて自動車重 量税の還付、自 動車損害賠償責 任保険料の返戻 を受けるもの</p>	<p>公用車廃止に伴う自動車重量税の返付等の手続は、8月と1月の年2回にまとめて実施されていた。 しかし、自動車重量税の還付等額は、処分後の残月数に応じて計算されることから、例えば、1回目の県費購入車両の処分について、仮に3か月早く着手し、5月末日で自動車重量税の還付申請及び自動車損害賠償責任保険料の返戻請求を行ったとして還付額及び返戻額を試算すると合計で約47万円の還付等が受けられ</p>

<p>賠償責任保険料の返戻金：149千円、合計455千円)</p>	<p>たこととなり、実際の還付等額(約32万円)に比べて約15万円多くなる。 ついでには、不用車両の処分手続並びにそれに伴う自動車重量税の返付及び自動車損害賠償責任保険料の返戻手続は、自動車検査証の有効期間や自動車損害賠償責任保険料の満了日、不用車両の保管の状況などを総合的に勘案しながら行い、少しでも収入が多くなるように工夫をされたい。</p>
-----------------------------------	---

2 意見を述べる事項のなかったもの
監査した結果、以下の事務事業については、特に意見を述べる事項はなかった。

機関名	事務事業名
1 広報課	県民協働型情報発信事業費
2 防災課	岐阜県地震防災フォーラム
3 消防課	火災予防に関する普及啓発活動
4 財政課	岐阜県財務便覧作成業務
5 法務・情報公開課	県公報発行業務
6 職員厚生課	こころの健康相談員設置
7 管財課	公用車の処分
8 総合政策課	岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業費
9 市町村課	市町村振興貸付金
10 地域振興課	岐阜県世界遺産白川郷合掌集落整備事業費補助金
11 情報企画課	行政情報 (i-JAMP) 情報提供料
12 環境生活政策課	ぎふNPOプラザ事業費運営費
13 廃棄物対策課	浄化槽適正管理指導費
14 不法投棄監視課	廃棄物適正処理監視モニター設置費

15	地球環境課	レポートデータブック改訂調査費
16	男女参画青少年課	男女共同参画推進サポーター協働事業費
17	人づくり文化課	岐阜県選奨奨学生奨学金等返還金債権回収事務
18	人権施策推進課	人権教育・啓発推進事業費補助金
19	健康福祉政策課	社会福祉施設経営指導費補助金
20	医療整備課	院内感染対策事業費
21	保健医療課	工欠対策事業費
22	薬務水道課	薬物乱用防止対策活動費
23	高齢福祉課	苦情処理体制整備助成事業費補助金
24	障害福祉課	アケテイング障害児(者)相談コーナー
25	モノづくり振興課	地域中小企業等特許情報円滑化事業
26	商業流通課	サービエ産業ネットワーク構築事業費
27	中小企業課	小規模事業等指導支援事業費(商工会及び商工会議所補助金)
28	観光・ブランド振興課	県産品発掘認定事業費
29	労働雇用課	「買材塾」運営事業費
30	農政課	食と農を考える県民運動推進事業費
31	農業振興課	グリーン・ツーリズム推進対策事業
32	農業技術課	ぎふクローン農業PR事業
33	農産園芸課	花きコンクール事業費
34	畜産課	地域相談員設置事業
35	農地計画課	棚田地域水と土保全基金事業費
36	農地整備課	農村総合整備推進費補助金
37	林政課	緑の相談員設置事業費
38	県産材流通課	間伐材搬出促進モデル支援事業
39	建設政策課	建設工事入札参加資格審査業務委託事業費(岐阜県・

		市町村入札参加資格申請共同受付)
40	砂防課	「岐阜県さぼろ遊学館」の運営
41	都市政策課	都市計画等推進事業費(うち都市政策アドバイザー派遣)
42	水道企業課	水道事業関連経費(水道週間の実施)
43	教育財務課	高等学校授業料・入学金徴収指導事務
44	教職員課	21世紀型生活習慣病予防対策事業
45	学校支援課	能力開花支援事業
46	特別支援教育課	フロンティアグッズの作成
47	社会教育文化課	岐阜県美術展開催費(青少年部)
48	スポーツ健康課	国体に向けた地域のじまんづくり事業
49	出納管理課	歳入金電子納付事業費
50	議会議務局	日経テレコン21利用業務

岐阜県建設課(岐阜県庁七郎) 岐阜県建設課(七郎) 第九十九条第七項の規定により平成二十一年四月十六日(日)に執行した財政的援助団体等調査の結果、次のとおりである。

平成二十一年四月十六日

出資・出捐団体	区分	監査結果	
1	出資・出捐団体		
実施年月日	実施団体名	区分	監査結果

平成20年11月4日	財団法人世界遺産 白川郷合掌造り保 存財団	指導 平成20年度の経理事務において、 会計伝票の発行等が財団の財務会 計システムではなく白川村のシス テムにより行われていたため、次 のことが確認できない状況にあっ たので、速やかに措置するととも に、今後は適正に処理されたい。 1 毎月末日時点での預貯金残高 と帳簿残高との照合 2 毎日の現金出納終了後の現金 残高と帳簿残高との照合	
平成21年1月15日	財団法人ソフトビ アジヤパン	指導 平成19年度の決算において、平 成19年4月1日以降に新規取得し た有形固定資産の減価償却費が、 償却率を誤ったことにより277万 円過小計上されていたので、今後は 適正に処理されたい。	
平成21年1月16日	財団法人岐阜県研 究開発財団 株式会社アイ・ア ール・テクノセンタ	指導 平成19年度の財務諸表のうち一 般会計部門において、次の誤りが 認められたので、速やかに措置す るとともに、今後は適正に処理さ れたい。 1 貸借対照表の「正味財産の部」 に計上された指定正味財産の各 科目の金額を合計した額は115, 545,668円であったが、指定正 味財産合計欄の金額80,185,379 円と一致していなかった。 2 同様に、「正味財産の部」に 計上された「うち基本財産への 充当額」の金額が、「財務諸表 に対する注記」の金額と一致し ていなかった。	平成21年1月21日 財団法人セラミック クバーク美濃 指導 平成19年度の決算において、平 成19年3月31日以前に取得してい た有形固定資産の減価償却費が、 償却率を誤ったことにより107,69 7円過小計上されていたので、今 後は適正に処理されたい。
		特に指摘及び指導する事項はなかった。 特に指摘及び指導する事項はなかった。	指導 公共事業執行支援システム利用 に伴うネットワーク構築等委託業 務契約の事前決裁において、指定 すべき検査者が指定されていなかっ たので、今後は適正に処理され たい。 指導 賞与引当金については、平成18 年度は計上されていたが、平成19 年度は計上されておらず、年度に よってその取扱いが異なっていた ので、関係規定の整備をするなど、 その取扱いについて明確にされ たい。

<p>岐阜県道路公社</p>	<p>指導</p>	<p>平成19年度の決算において、次の不適切な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 有価証券の評価基準及び評価方法について、実際には償却原価法による原価基準で評価しているにもかかわらず、財務諸表の注記に移動平均法による原価基準を採用すると記載されていた。</p> <p>2 退職給与引当金について、平成19年度未所要額を計算するに当たり、誤った勤続年数により算出したため、引当金額が829,671円過小に計上されていた。</p>		<p>平成21年1月26日</p>	<p>社団法人岐阜県農畜産公社</p>	<p>やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 県委託費により購入したパソコン2台が固定資産台帳に記載されていないかった。</p> <p>2 県有財産である水処理監視制御装置に付属するパソコンの更新に伴い不用となったパソコン1台を県との協議等を経ずに使用していた。</p>
<p>岐阜県住宅供給公社</p>	<p>指導</p>	<p>タウンビル事業債権に係る金利低減分引当金において、平成18年度は繰入れが行われていたが、平成19年度は繰入れが行われていなかったため、岐阜県住宅供給公社貸倒引当金取扱要綱の見直しを含め、当該引当金の設定の可否を検討されたい。</p>		<p>平成21年1月22日</p>	<p>社団法人岐阜県肉用子牛価格安定基金協会</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>
<p>財団法人岐阜県教育文化財団</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>		<p>平成21年2月4日</p>	<p>財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団</p>	<p>指導</p> <p>岐阜メモリアルセンター施設使用料の現金収入事務（平成19年度の現金による収入額31,613,910円）において、現金領収証書にあらかじめ記載すべき一連番号が記載されていないだったので、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>財団法人岐阜県国際交流センター</p>	<p>指導</p>	<p>平成19年度の決算において、賞与引当金が323,145円過小に計上されていたので、今後は適正に処理されたい。</p>		<p>平成21年2月4日</p>	<p>財団法人岐阜県体育協会</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>
<p>財団法人岐阜県浄水事業公社</p>	<p>指導</p>	<p>物品の管理事務において、公社事務室内で使用しているパソコン22台のうち3台について、次の不適切な事項が認められたので、速</p>		<p>平成21年2月4日</p>	<p>財団法人岐阜県健康長寿財団</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>
					<p>社団法人岐阜県畜</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>

<p>産協会 財団法人岐阜県暴力追放推進センター</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>		<p>指摘 【岐阜県立千草寮】 平成19年度の警備業務請負契約において、次のとおり不適切な行為があったので、今後は厳正に処理されたい。 1 契約の概要 (1) 契約の目的：夜間警備業務 (2) 履行期間：平成19年4月1日～平成20年3月31日 ただし、警備日は千草寮が警備を依頼する期間（日時） (3) 警備時間帯：午後5時～午後10時 午後10時～午前0時 2 警備の実態 平成19年4月、5月、7月、平成20年1月、2月、3月の延べ77日間に上記の契約で合意した時間帯とは異なる以下の時間帯も含めて警備を行わせていた。 書面で合意していない警備時間帯：午前9時～午後5時 3 不適切な警備代金の支払 午前9時～午後5時の時間帯に行かせた警備実績を書面で合意している時間帯に行ったこととして、実際の警備実績と異なる請求書を警備会社で作成、発行させ、警備代金を支払っていた。 警備代金総支払額：1,158,150円 うち、午前9時～午後5時の警備代金相当額：769,860円 4 その他</p>
<p>平成20年10月16日 ～平成21年2月4日</p>	<p>社会福祉法人岐阜県福祉事業団</p>	<p>指導 【岐阜県立飛騨考楽苑】 指定管理施設の修繕業務等において、管理運営協定書上、県有施設の現状を変更する改良工事を行う場合は、県の事前承認を得た上で行うべきところ、承認を得ないまま行っていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	
<p>指導 【岐阜県立ひまわりの丘（第三学園）】 指定管理施設の修繕業務等において、管理運営協定書上、県有施設の現状を変更する改良工事を行う場合は、県の事前承認を得た上で行うべきところ、承認を得ないまま行っていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導 【岐阜県立みどり荘】 指定管理施設の修繕業務等において、管理運営協定書上、県有施設の現状を変更する改良工事を行う場合は、県の事前承認を得た上で行うべきところ、承認を得ないまま行っていたので、今後は適正に処理されたい。</p>		
<p>指導 【岐阜県立サニーヒルズみずなみ】 指定管理施設の修繕業務等において、管理運営協定書上、県有施設の現状を変更する改良工事を行う場合は、県の事前承認を得た上で行うべきところ、承認を得ないまま行っていたので、今後は適正</p>			

<p>平成18年度及び平成20年度において、平成19年度と同様に実際の警備実績と異なる請求書を警備会社にて作成、発行させ、警備代金を支払っていた。 平成18年度総支払額：408,030円 平成20年度総支払額：410,865円 (平成21年1月末現在)</p>	<p>なかつたので、今後は適切に指導されたい。</p>										
<p>【岐阜県立ひまわりの丘(第一学園)】 特に指摘及び指導する事項はなかつた。 【本部】 特に指摘及び指導する事項はなかつた。</p>	<p>【岐阜県立ひまわりの丘(第一学園)】 指定管理業務の経理において、管理運営協定書上、指定管理業務とその他の業務を区分し経理させるべきところ、指定管理者自主事業(日中一時支援事業)と合算した経理を行っていたことについて、特段の指示・指導を行っていないので、今後は適切に指導されたい。</p>										
<p>平成21年2月5日 財団法人岐阜県産業経済振興センター 社団法人岐阜県森林公社</p>	<p>【岐阜県立ひまわりの丘(第三学園)】 指定管理業務の経理において、管理運営協定書上、指定管理業務とその他の業務を区分し経理させるべきところ、指定管理者自主事業(日中一時支援事業)と合算した経理を行っていたことについて、特段の指示・指導を行っていないので、今後は適切に指導されたい。</p>										
<p>平成19年度の決算において、平成19年4月1日以降に新規取得した有形固定資産の減価償却費が、償却率を誤ったことにより4,190円過大計上されていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指定管理業務の一部である施設内清掃業務等において、管理運営業務仕様書等に業務履行記録等の作成を義務づけていないため、業務の実施状況を確認できる十分な体制となっていないので、今後は適正に処理されたい。</p>										
<p>また、監査対象とした出資・出捐団体を所管する機関に対して、次のとおり指摘等を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施年月日</th> <th>機関名</th> <th>出資・出捐団体名</th> <th>区分</th> <th>監査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年10月16日 ～平成21年1月16日</td> <td>健康福祉政策課</td> <td>社会福祉法人岐阜県福祉事業団</td> <td>指導</td> <td>【岐阜県立飛騨寿楽苑】 指定管理業務の経理において、管理運営協定書上、指定管理業務とその他の業務を区分し経理させるべきところ、指定管理者自主事業(日中一時支援事業等)と合算した経理を行っていたことについて、特段の指示・指導を行っていない</td> </tr> </tbody> </table>	実施年月日	機関名	出資・出捐団体名	区分	監査結果	平成20年10月16日 ～平成21年1月16日	健康福祉政策課	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	指導	【岐阜県立飛騨寿楽苑】 指定管理業務の経理において、管理運営協定書上、指定管理業務とその他の業務を区分し経理させるべきところ、指定管理者自主事業(日中一時支援事業等)と合算した経理を行っていたことについて、特段の指示・指導を行っていない	<p>【岐阜県立ひまわりの丘(第一学園)】 指定管理業務の一部である施設内清掃業務等において、管理運営業務仕様書等に業務</p>
実施年月日	機関名	出資・出捐団体名	区分	監査結果							
平成20年10月16日 ～平成21年1月16日	健康福祉政策課	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	指導	【岐阜県立飛騨寿楽苑】 指定管理業務の経理において、管理運営協定書上、指定管理業務とその他の業務を区分し経理させるべきところ、指定管理者自主事業(日中一時支援事業等)と合算した経理を行っていたことについて、特段の指示・指導を行っていない							

	<p>履行記録等の作成を義務づけ ていないため、業務の実施状 況を確認できる十分な体制と なっていないかつたので、今後 は適正に処理されたい。</p>		<p>指導 【岐阜県立みどり荘】 指定管理業務の経理におい て、管理運営協定書上、指定 管理業務とその他の業務を区 分し経理させるべきところ、 指定管理者自主事業（日中一 時支援事業）と合算した経理 を行っていたことについて、 特段の指示・指導を行ってい なかつたので、今後は適切に 指導されたい。</p>		<p>指摘 【岐阜県立千草寮】 平成19年度の警備業務請負 契約において、次のとおり不 適切な行為があつたので、今 後は厳正に指導監督されたい。 1 契約の概要 (1) 契約の目的：夜間警備 業務 (2) 履行期間：平成19年 4月1日 ～平成20 年3月31 日 ただし、警備日は千草寮 が警備を依頼する期間（日 時） (3) 警備時間帯：午後5時 ～午後10 時 午後10時 ～午前0 時</p>
	<p>2 警備の実態 平成19年4月、5月、7 月、平成20年1月、2月、 3月の延べ77日間に上記の 契約で合意した時間帯とは 異なる以下の時間帯も含め て警備を行わせていた。 書面で合意していない警 備時間帯：午前9時～午後 5時</p>		<p>3 不適切な警備代金の支払 午前9時～午後5時の時 間帯に行かせた警備実績を 書面で合意している時間帯 に行つたこととして、実際 の警備実績と異なる請求書 を警備会社で作成、発行さ せ、警備代金を支払ってい た。 警備代金総支払額： 1,158,150円 うち、午前9時～午後5 時の警備代金相当額： 769,860円</p>	<p>平成21年 1月23日</p>	<p>下水道課 財団法人岐 阜県浄水事</p>
	<p>4 その他 平成18年度及び平成20年 度においても、平成19年度 と同様に実際の警備実績と 異なる請求書を警備会社に 作成、発行させ、警備代金 を支払っていた。 平成18年度総支払額： 408,030円 平成20年度総支払額： 410,865円 (平成21年 1月未現在)</p>	<p>指導</p>	<p>財団法人岐阜県浄水事業公 社に委託している公有財産及 び物品管理事務において、水</p>		

業公社	処理監視制御装置の更新に伴い不用となったパソコンが、物品の処分に係る手続きを経ないまま公社において使用されていたので、今後は公社に管理を委託している公有財産及び物品の管理状況について報告を徴する等対策を講じ、適切に管理されたい。
-----	--

2 補助金等交付団体

実施年月日	補助金等の名称	実施団体名	区分	監査結果
平成21年2月26日	岐阜県商工会及び商工会議所補助金	本巣市商工会		特に指摘及び指導する事項はなかった。
	24国体強化コーチ育成事業交付金	岐阜県カヌー協会		特に指摘及び指導する事項はなかった。
	24国体特殊器具整備事業交付金			
	ジュニアグロウアップ作戦事業交付金	岐阜県柔道協会		特に指摘及び指導する事項はなかった。
	トップコーチ招聘事業交付金			
	24国体強化コーチ育成事業交付金			
	ジュニアグロウアップ作戦事業交付金	岐阜県老人福祉施設等整備費補助金(18 19繰越分)		特に指摘及び指導する事項はなかった。
	トップコーチ招聘事業交付金			
	中・高連携強化事業交付金			
	岐阜県企業立地促進事業補助金	イビゾン株式会社		特に指摘及び指導する事項はなかった。

岐阜県企業立地促進事業補助金	株式会社ヤマザキマヅック美濃加茂製作所	特に指摘及び指導する事項はなかった。
岐阜県中小企業振興支援資金融資制度保証料補助金	岐阜県信用保証協会	特に指摘及び指導する事項はなかった。
岐阜県経済変動緊急対策特別融資制度保証料補助金		
岐阜県政策誘導型資金保証料補助金		
平成16年台風第23号災害復旧資金信用保証料補助金		
平成17年度豪雪災害復旧資金信用保証料補助金		
岐阜県イベント・コンベンション誘致推進事業費補助金	社団法人日本金属学会2007年秋期(第141回)大会・社団法人日本鉄鋼協会第154回秋季講演大会実行委員会	特に指摘及び指導する事項はなかった。
岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金	社会福祉法人祥雲会	特に指摘及び指導する事項はなかった。
岐阜県老人福祉施設等整備費補助金(18 19繰越分)	社会福祉法人三輪会	特に指摘及び指導する事項はなかった。
岐阜県老人福祉施設等整備費補助金	社会福祉法人万灯会	特に指摘及び指導する事項はなかった。

<p>岐阜県知的障害者地域生活移行促進事業費補助金</p>				<p>岐阜県精神障害者等関係施設費補助金</p>	<p>社団法人岐阜病院</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>
<p>障害者就労訓練設備等整備事業費補助金</p>				<p>岐阜県指定精神病院補助金</p>		
<p>岐阜県精神障害者等関係施設費補助金</p>	<p>医療法人清仁会</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>		<p>岐阜県病院内保育所運営事業費補助金</p>		
<p>岐阜県指定精神病院補助金</p>				<p>岐阜県生活衛生営業経営指導員設置事業費等補助金</p>	<p>財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター</p>	<p>指摘 岐阜県生活衛生営業経営指導員設置事業費等補助金において、補助金21,023,581円の交付を受けているが、補助対象経費に他団体が負担した家屋使用料及び管理費 243,786円を含めていた。その結果、補助金47,646円が過大受給となっていたので、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>障害児施設給付費等負担金</p>	<p>社会福祉法人各務原市社会福祉事業団</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>		<p>岐阜県公衆衛生向上対策事業費補助金</p>		
<p>岐阜県公衆衛生向上対策事業費補助金</p>	<p>社団法人岐阜県医師会</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>				
<p>岐阜県救急医療施設確保対策費補助金</p>						
<p>岐阜県障害老人一人事務費補助金</p>	<p>社会福祉法人美德会</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>		<p>岐阜県私立学校教育振興費補助金</p>	<p>学校法人翔羽学園</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>
<p>障害児施設給付費等負担金</p>	<p>岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>		<p>岐阜県私立学校教育振興費補助金</p>	<p>学校法人今小路学園</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>
<p>激変緩和事業費補助金</p>				<p>岐阜県私立学校教育振興費補助金</p>	<p>学校法人大垣幼稚園</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>
<p>社会福祉施設等施設整備費補助金</p>	<p>社会福祉法人大野町社会福祉協議会</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>		<p>岐阜県農業振興事業補助金</p>	<p>岐阜県農業会議</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>

						後は適正に処理されたい。		
3 指定管理者								
実施年月日	施設名称	実施団体名	区分	監査結果				
平成20年10月23日	岐阜県白山国立公園大白川野営場野営施設	白川村	特に指摘及び指導する事項はなかった。					
平成21年1月15日	ソフトピアジャパソセンター	伊藤忠アーバンコミュニケーションズグループ	特に指摘及び指導する事項はなかった。					
平成21年1月22日	岐阜スリンスポーツセンター	株式会社スリーナ河芸	利用料金の減免義務において、岐阜スリンスポーツセンター条例施行規則に定める利用料金減免申請書の提出及びその承認等との減免手続がされないまま、利用料金の減額がされていたので、今後は適正に処理されたい。	指導	平成21年1月23日	岐阜県科学技術振興センター	テクノプラザ・プレイス共同体	特に指摘及び指導する事項はなかった。
			指導	施設管理業務において、施設賠償保険及び保管物賠償保険への加入が管理運営基本協定及び年度協定に規定され、収支計画に計上されているにもかかわらず、加入が	平成21年2月4日	岐阜県福祉・農業会館	ハヤックス・太平ビルサービス共同体	特に指摘及び指導する事項はなかった。
			指導	施設管理業務において、施設賠償保険及び保管物賠償保険への加入が管理運営基本協定及び年度協定に規定され、収支計画に計上されているにもかかわらず、加入が				平成19年度事業報告書に係る収支報告書において、給料手当等の支出金額に二重計上等の記載誤りがあったので、今後は適正に処理されたい。
			指導	施設管理業務において、施設賠償保険及び保管物賠償保険への加入が管理運営基本協定及び年度協定に規定され、収支計画に計上されているにもかかわらず、加入が				平成19年度事業報告書において、収入金額、支出金額それぞれに過小計上、計算誤りがあり、その結果、収支

			差額の赤字額が過大に報告されていたので、今後は適正に処理されたい。
--	--	--	-----------------------------------

また、監査対象とした施設を所管する機関に対して、次のとおり指導等を行った。

実施年月日	機関名	指定管理者名	区分	監査結果
平成21年1月23日	研究開発課	テクノプラザ・フレイズ共同体	指導	指定管理業務に伴う備品管理において、次の不適切な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 科学技術図書館の運営に供されているシステム機器類を県の備品として物品登録していなかった。 2 上記機器類を貸与物品として管理運営協定書に掲げていなかった。
平成21年2月4日	健康福祉政策課	ハヤックス・太平ビルサービス共同体	検討	物販業者に対する機の貸出しにおいて、明確な根拠なく使用料(1脚当たり400円)が徴収されていたので、

			今後は適正に処理されたい。
--	--	--	---------------

印が付してある団体は、監査法人と共同もしくは監査法人が単独で予備監査を実施した団体です。

平成二十一年二月二十六日印刷
平成二十一年二月二十六日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む。)